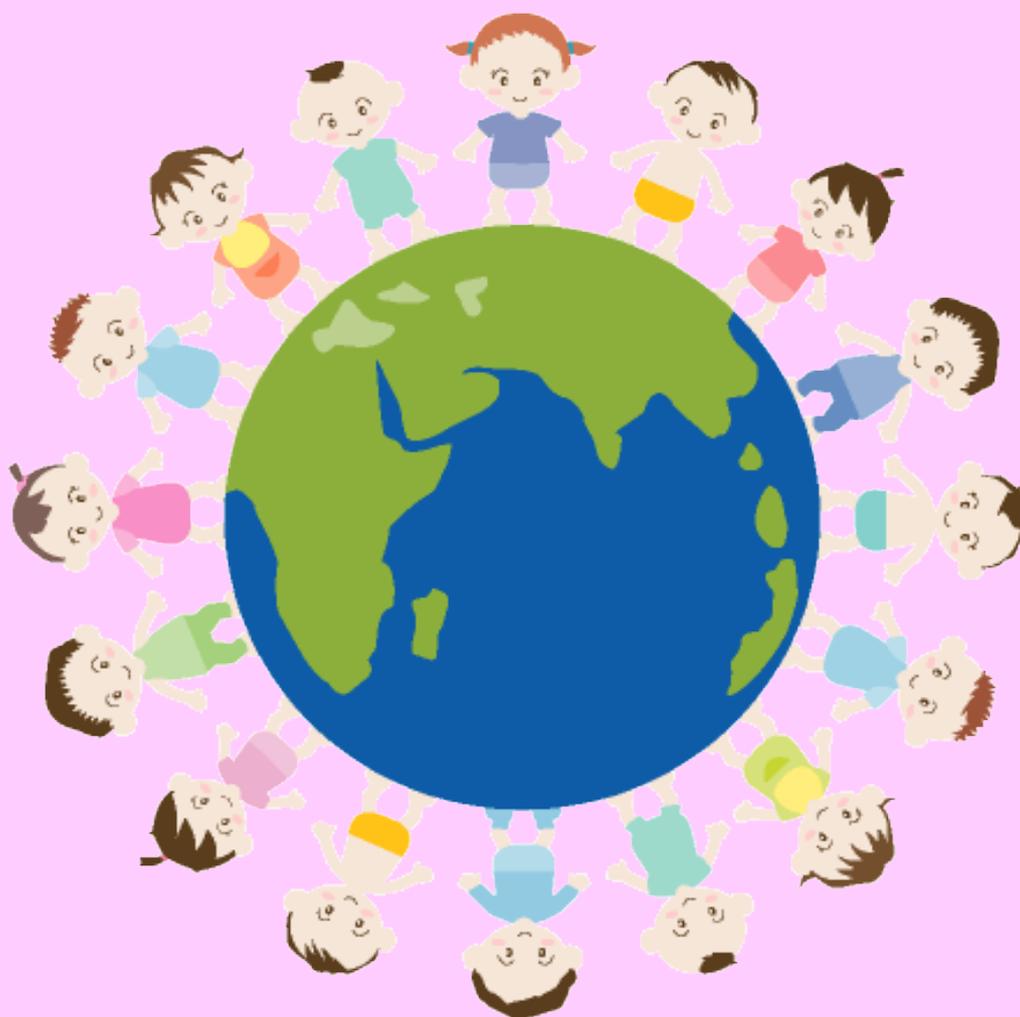


厚真町第2次環境対策実施計画書

循環型社会の形成をめざして
自然と共生するまち あつま



平成28年3月 発行／厚真町町民福祉課

厚真町民憲章

(昭和45年9月1日 制定)

わたくしたちは、勇払原野の風雪に耐え、たくましい精神と遠大な理想をもって、平和と繁栄の道を歩み続ける厚真の町民です。

ここに、わたくしたちの心構えを定めて、誇り高い町づくりに努めます。

1. わたくしたちは、厚真の町民です。

自然を愛し、きまりを守り、うるわしい町をつくりましょう。

1. わたくしたちは、厚真の町民です。

若人の未来に夢と希望の持てる、明るい町をつくりましょう。

1. わたくしたちは、厚真の町民です。

豊かな資源を生かし、産業のさかんな町をつくりましょう。

1. わたくしたちは、厚真の町民です。

じょうぶなからだで和を保ち、楽しい町をつくりましょう。

1. わたくしたちは、厚真の町民です。

先人の心を心とし、永久に栄える町をつくりましょう。



はじめに

厚真町は、緑広がる田園風景とともに豊かな自然を有し素晴らしい環境のまちです。そこに住む私たちは、自然の恵みを享受しながら生活をしています。また、このような快適な生活環境を創りながら、将来に継承していくことは、私たちの責務であります。

一方、社会経済活動の拡大や生活様式の変化により、廃棄物の増大、ごみの不法投棄、生活排水による水質汚濁などの生活型環境問題から、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題が大きな課題となっています。

わたしたちは、これらの問題を解決すべく、社会経済システムや生活様式を見直し、環境に負荷の少ない循環を基本とした持続可能な循環型社会を形成しなければならないと考えています。

町では、平成13年に厚真町環境基本条例を制定し、環境施策を総合的かつ計画的に進めていくための指針として、平成17年に「厚真町環境対策実施計画」を策定して10年が経過し、今までの10年間の取り組みを踏まえ、これからの環境を考え新たに「第2次厚真町環境対策実施計画」を策定しました。

今後は、この計画に沿って町民、事業者、団体の皆さんとともに協働し、目標達成に向けまい進していきたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言いただきました厚真町環境対策町民会議の委員をはじめ、アンケート調査にご協力をいただいた多くの町民の皆様に対しまして、心より厚くお礼申し上げます。

平成28年3月

厚真町長 宮坂 尚市朗

(名前は町長が署名する)

目 次

第1章 基本的事項

第1節	計画策定の背景	1
第2節	町民、事業者、各種団体、行政の役割と責務について	1
第3節	計画の期間	2

第2章 環境の現状と課題

第1節	厚真町の概況	3
第2節	環境の現状と課題	6
第3節	第1次計画検証結果（重要施策）	8

第3章 計画の体系

第1節	施策の大綱	1 3
第2節	具体的な取り組み	1 4

第4章 重要施策

第1節	不法投棄対策	1 7
第2節	ごみの減量化	1 8
第3節	環境美化活動	1 8
第4節	生活排水の適正処理	1 9

第5章 環境配慮指針

第1節 町民が行う行動	20
第2節 事業者が行配慮行動	21
第3節 団体が行う配慮行動	23
第4節 行政が行う配慮行動	24

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制	25
第2節 環境の情報の共有化	25
第3節 計画の進行管理	25
第4節 計画の周知	25

資料編

1 厚真町環境基本条例	27
2 環境に関する組織	31
3 環境基準	33
4 環境関係用語の解説	41
5 環境に関するアンケート	47

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の背景

今日の環境問題は、高度経済成長期での生産力の飛躍的な拡大に伴う商品開発や産業型公害により、環境汚染や自然破壊などが大きな社会問題となり、廃棄物の増大に伴う廃棄物最終処分場のひっ迫、騒音や交通公害、資源・エネルギーの大量消費に伴う地球温暖化、ダイオキシンや環境ホルモンなどの有害物質による人体への影響など今の世代に留まらず次世代に及ぶような深刻な問題となっています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災を受け、エネルギー政策の見直しと放射性物質による環境汚染対策など新たな課題も生じています。

国は、複雑化・地球規模化する環境問題に対応するため、平成5年「環境基本法」を制定し、環境問題に対して新たな環境施策の道を切り開こうとするため、環境への負荷を低減し、循環型・環境保全型社会を目指す取組みが始まり、「循環」、「共生」、「参加」及び「国際的取組」という4つの長期目標を掲げ、10の重点分野政策プログラムを定め、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的展開を図り、持続可能な社会の構築に向けた取組みを進めてきました。

平成24年4月27日には、第4次環境基本計画が閣議決定され、3つの部と9つの重点課題も示されました。

本町においては、厚真町環境基本条例の目的及び基本理念に基づき平成17年9月に第1次厚真町環境対策実施計画書を策定し、環境行政を総合的かつ計画的に推進してきましたが、計画策定から10年が経過し、この間に、社会経済の変化や地球温暖化等の環境状況が大きく変化し、その変化に見合った計画の必要性が高まっているものと考えられ、第2次厚真町環境対策実施計画を策定することになりました。

第2節 町民、事業者、各種団体及び行政の役割と責務について

1 町民の役割と責務

町民一人ひとりが、今日の身近な環境から地球規模にまで至る環境問題が我々人間が加害者であると同時に被害者であることの認識に立ち、環境への負荷の低減と、よりよい環境づくりに取り組む必要がある。

2 事業者の役割と責務

事業者は、営業活動や地域活動を通じて、環境への負荷の低減と、よりよい環境づくりに取り組むことや、地域社会の一員としてよりよい環境づくりのための活動への積極的参加と協力を行う必要がある。

3 各種団体の役割と責務

多様な活動を通して、環境負荷の低減への取り組みやよりよい環境づくりのための学習への取り組みなどを役割とし、地域社会の一員としてよりよい環境づくりのための活動への積極的参加と協力を行う必要がある。

4 行政の役割と責務

町は、各種施策の実施にあたり、長期的な展望に立って望ましい環境像に向け諸施策を積極的に展開するとともに、事業の計画及び実施にあたっては十分な環境への配慮を行う。

また、町民の環境に対する意向を的確に把握し、反映した行動計画を策定し、町自らも地域社会の一員として、率先して環境に配慮した行動を行う。

さらに、町民、事業者及び各種団体に対し啓発を図るとともに、環境教育・学習の支援を行う。

第3節 計画の期間

長期的な展望に立ち、厚真町環境基本条例の基本理念を受けた環境行政の方向性を示し、平成37年度までの施策の方向性を明らかにする。

ただし、社会情勢の変化や、科学技術の進展などに伴い、環境の情勢に変化が生じた場合、その必要に応じ、随時見直しを行うものとする。

実施期間 平成28年度～平成37年度



第2章 環境の現状と課題

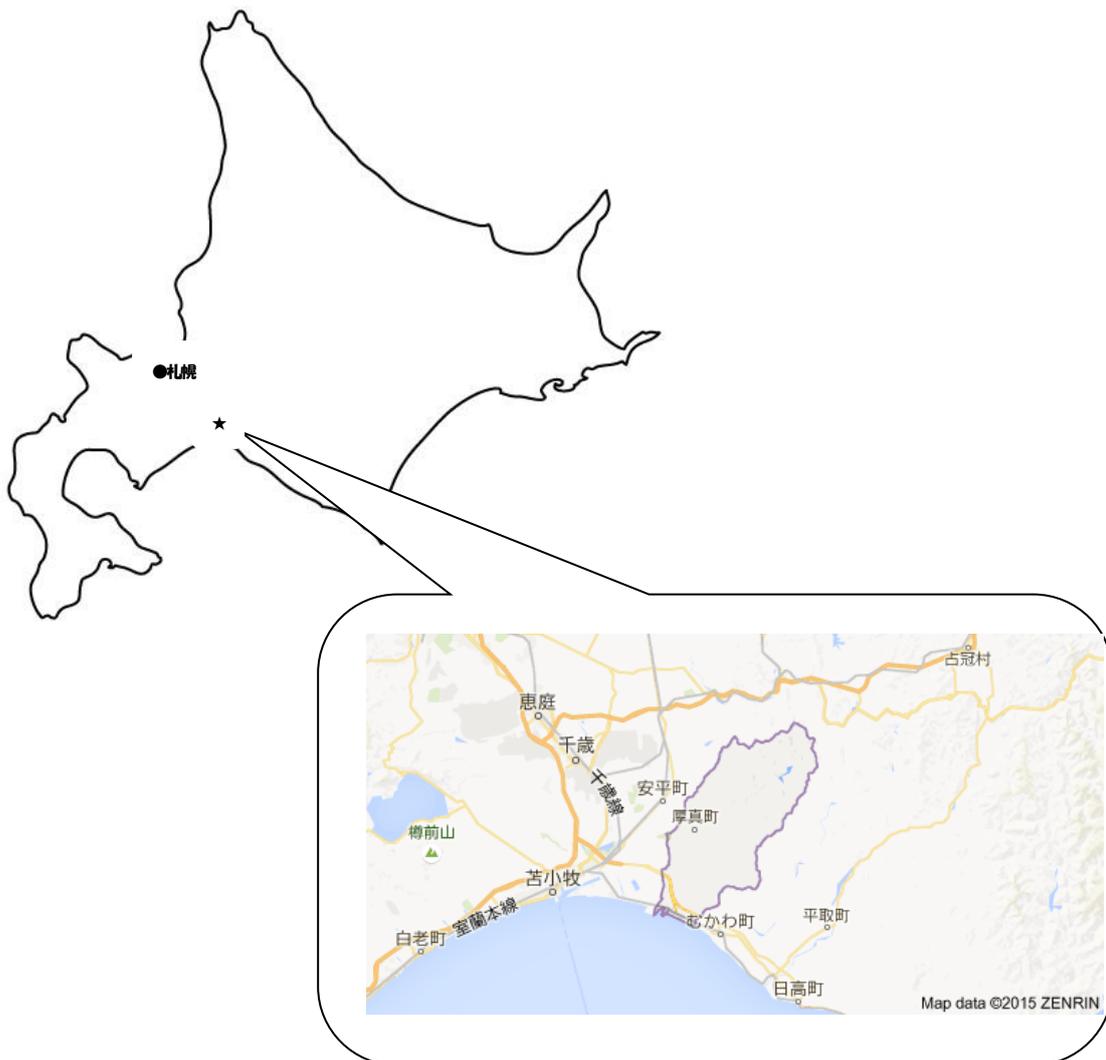
第1節 厚真町の概況

位置と地勢

厚真町は、日本海と太平洋をつなぐ広大な平坦地である「道央圏」に位置しています。面積は、約404.61haであり、町域の約7割が山林で占められています。

札幌、千歳、苫小牧などといった道央主要都市へは車で約1時間半圏内にあります。南北に長斜形をなし、緑広がる田園風景とともに川、湖沼、海、山など、豊かな自然景観に恵まれた町と言えます。

■位置：東経141度52分53秒北緯42度43分15秒

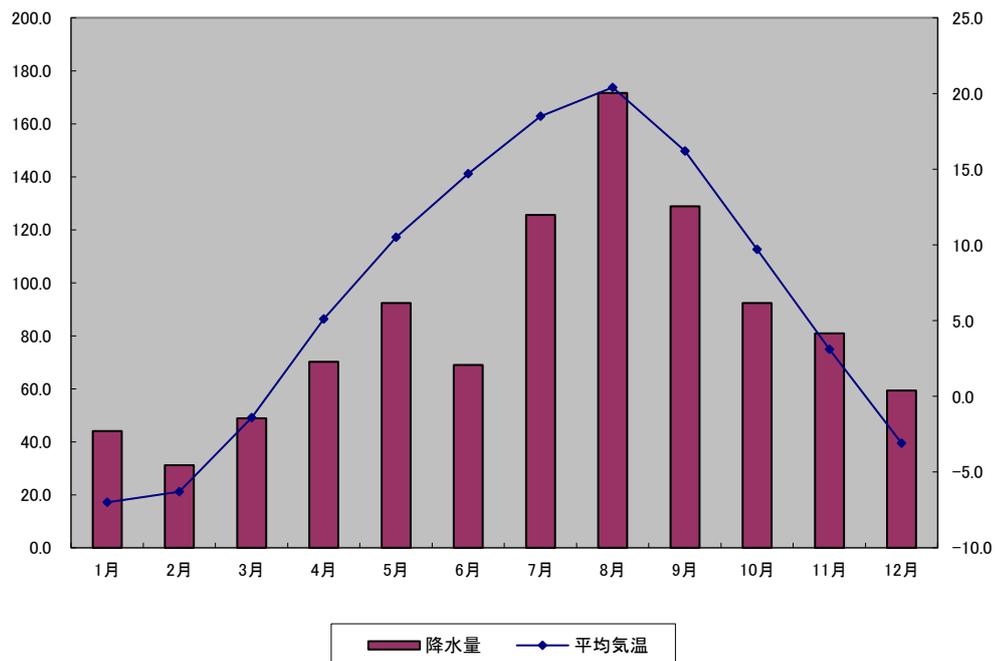


沿革

- 1870年（明治3年） 新潟県人・青木与八らが浜厚真に入植
1880年（明治13年） 勇払郡役所の管轄となる
1889年（明治22年） 苫小牧外16カ村戸長役場の管轄区域となる
1897年（明治30年） 本町に戸長役場を置く
1906年（明治39年） 二級町村制施行、厚真村になる。
1913年（大正2年） 10月1日 - 苫小牧軽便鉄道厚真駅（あづまえき、現 JR 北海道 日高本線 浜厚真駅）開業。
1915年（大正4年） 一級町村制施行
1922年（大正11年） 1月18日 - 早来軌道（後の早来鉄道、現あつまバス）が早来 - 知決辺（チケッペ、後に厚真と改称、幌内まで延長）間を開業。
1951年（昭和26年） 3月27日 - 早来鉄道線全線廃止（早来 - 厚真間）、バス転換。
1960年（昭和35年） 町制施行、厚真町になる。

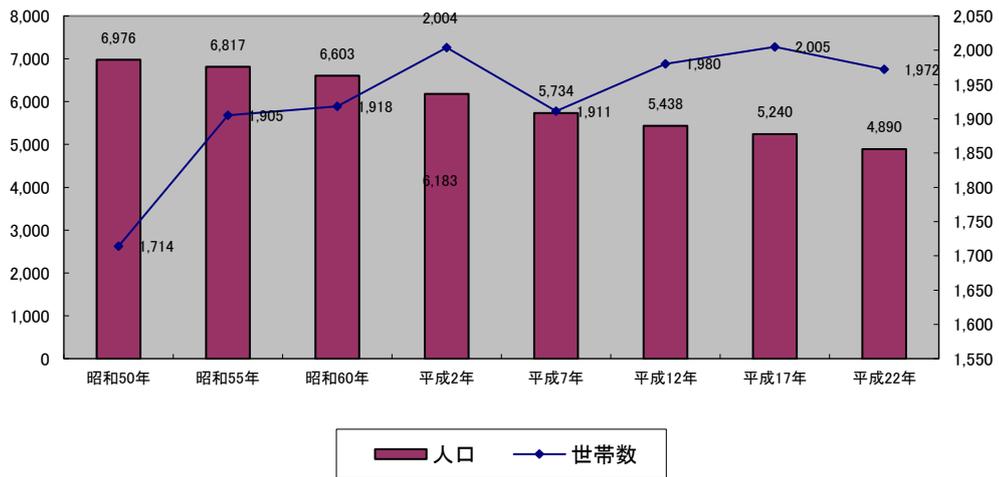
地象

厚真町は太平洋沿岸気候に属し、道内においては一年を通じて寒暖の差が比較的小さく温かな気候であり、雪の少ない地域となっています。



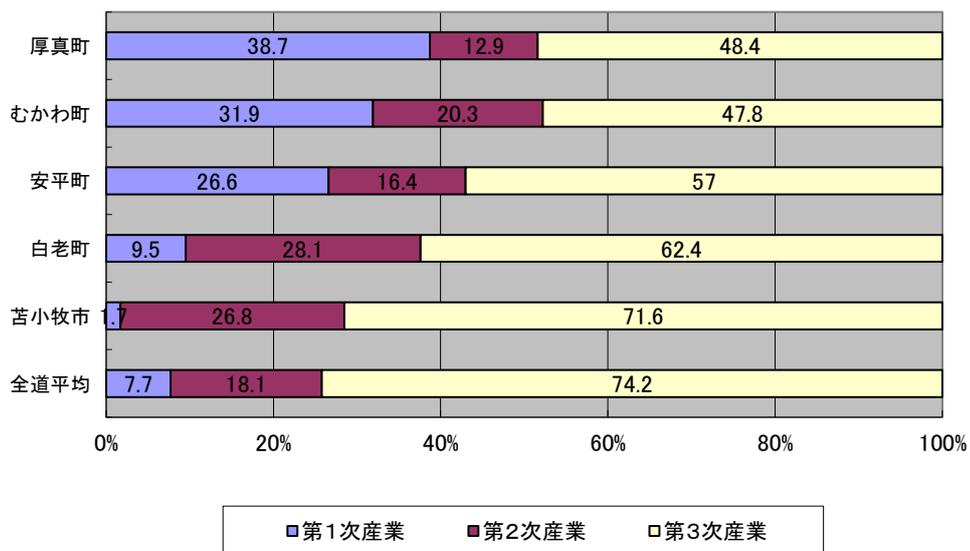
人口・世帯

厚真町の平成22年の国勢調査の人口は4,890人です。平成2年から平成22年の10年間においては、約21%の減となり、急激な人口減少がみられました。



産業構造

厚真町の産業別就業者数割合は、全道平均や近隣市町との比較において第1次産業の占める割合が高く、基幹産業が農業であることを示しています。



第2節 環境の現状と課題

大気・水



現在私たちが吸っている空気は様々な物質に汚染されています。大気汚染は、私たちが日常生活する上で必要なところ、工場や自動車などの排煙が主な原因であるとされています。

また、アジアの急速な工業化の中で、PM2.5など大陸からの大気汚染も深刻化しています。大気汚染は私たちの健康を損なうどころか地球温暖化にもつながるなど様々な問題点を含んでいます。

本町においては、野焼きが依然として行われていることから、ダイオキシン類などの化学物質による汚染対策、苫小牧東部地域内で操業している企業等への環境監視の強化をしていかなければなりません。

水については、家庭からの生活排水や事業場からの排水、農畜産業の汚水処理及び施肥などにより地下水の汚染も考えられることから、上・下水道の整備も含めた対策が引き続き必要となっています。厚真川の河川改修や平成30年度供用開始の厚幌ダムにより豊富な水と供給と治水対策をしなければなりません。

騒音・悪臭



騒音・悪臭などの感覚公害は、直接人間の感覚を刺激することから、ある人にとっては心地よい匂いや音も、ある人にとっては不快といったように、感じ方に個人差のある公害であり、その発生源も自動車、工場や建設作業、ペットの鳴き声など多種多様です。

このような生活環境の支障となる騒音・悪臭などの発生に対し、適切な監視と対策を行うとともに町民一人ひとりのマナーやモラルの向上を図る必要があります。

廃棄物



私たちが生活していく上で、必ず排出されるのが「ごみ」ですが、安定的なごみ処理を行っていくためには、ごみの衛生処理や減量化、最終処分場の延命など課題は山積みです。

また、各種リサイクル法の施行と平成 25 年 7 月から開始された家庭ごみの有料化に伴い、家電、古タイヤなどの不法投棄が後を絶たず、社会問題になっています。

ごみの適正処理・処分の体制を維持しつつ、ダイオキシン類をはじめとする有害物質の低減や環境への負荷を低減するために、ごみの減量化（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）、いわゆる 3 R の取組みの推進と町民の意識改革が重要となっています。

地球・自然環境



世界では、大規模な開発や資源の大量消費の結果、森林の減少、砂漠化、生物の絶滅など自然環境の破壊が急速に進んでいます。例えば、毎年、日本の国土面積の 3 分の 1 に当たる約 1,300 万 ha の森林が減少していると言われ、絶滅の恐れのある農地生生物は 1 万 8,000 種を超えています。

私たち人間の生活は、食料・水・空気など地球上の生態系に依存していますが、生態系のバランスの崩壊は人々の生活に大きな影響を及ぼします。特に、開発途上国の貧困層の多くは、自然資源に依存した生活を営んでいるため、自然環境の破壊は貧困層の生活をさらに悪化させる結果をもたらします。

地球上で急速に失われつつある森林、野生生物、湖沼・湿地・マングローブ林などの人類の生存基盤である自然環境を保全し持続的に管理する必要に迫られています。

本町の場合、森林面積は約 7 割を占めていますが、農地開発や森林の伐採などにより、山林面積が減少しており、大気中の二酸化炭素濃度の上昇、野生動植物の生態への変化、洪水調整機能の低下などの悪影響が懸念されます。森林の伐採後の植林などによる適正な管理をしなければなりません。

第3節 第1次計画検証結果(重要施策)

平成18年度から平成27年度を計画期間とした厚真町第1次環境対策実施計画については、これまで検証作業が実施されていませんでしたので、第2次実施計画策定にあたって重点施策(3項目)について、検証をおこないました。

I 不当投棄対策

不法投棄対策については、毎年6月、10月を不当投棄撲滅月間とし、職員が町内をパトロールし、不法投棄を見つけた場合には撤去しています。

そのほかにも通報があった場合にはただちに現場に向かい、町有地の場合には各管理者へ連絡、私有地の場合もその土地の管理者に連絡し、撤去等の対応をしていただいております。

また、多発地帯においては、立て看板やチェーン・ロープなどを設置し、撲滅に向けて対策をしています。

しかしながら、依然不法投棄は無くならないのが現状であり、より一層の対策強化と町民に対する啓発活動が重要になっています。

(1) 平成26年度の不法投棄撤去結果

① 場所 鯉沼・厚和・浜厚真

② 廃棄物 テレビ9台・冷蔵庫5台・パソコン1台・ストーブ1台・タイヤ34本・家庭ごみ2tトラック1台

(2) 平成25年度の不法投棄

テレビ15台・冷蔵庫6台・洗濯機3台・家庭ごみ2tトラック1台

II ごみの減量(リサイクル・循環型社会)

平成25年7月に、ごみの減量と資源化の促進、ごみ排出者としての意識の向上、最終処分場の延命化、ごみ処理経費の軽減などを目的にごみの有料化が始まりました。

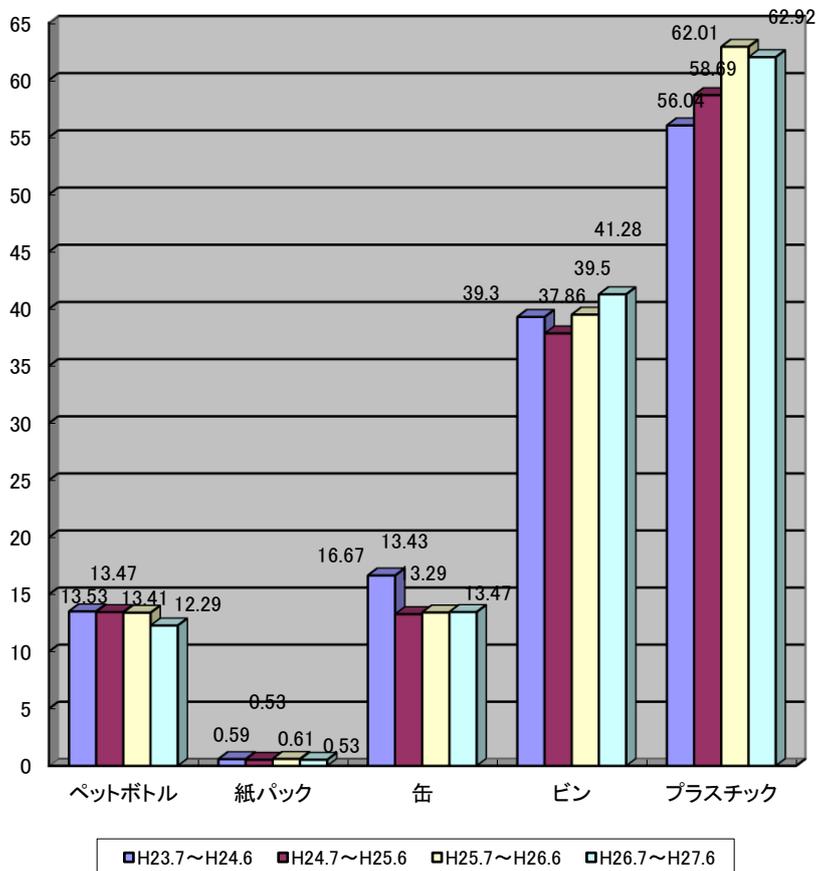
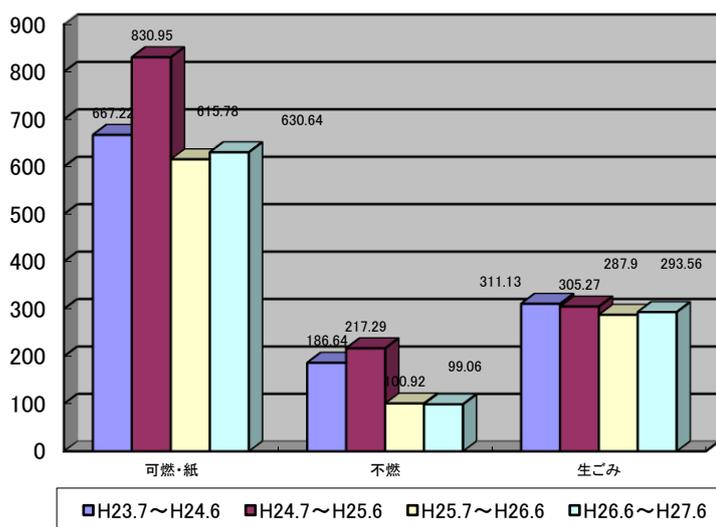
有料化直前には駆け込み処分が増えたものの有料化前の平成24年と有料化から1年経過した平成26年では、可燃・紙類が7.7%減、不燃ごみが45.9%減、生ごみが7.4%減となっています。

これは、住民の節約志向やごみ減量化に対する意識高揚、回収4品目(小型家電・古着・廃油・割りばし)の浸透や利用増から来ていると思います。

ペットボトルやプラスチックなどの資源物については、2.6%増えていますが、これは、資源化やリサイクルに寄与していると思われ、全体的にはごみの総

重量が減り、資源物のみが増えるという本来の有料化の意義の理想に近づいていると思われます。

今後も更なる循環型社会を推進するためには、より一層の排出量の抑制、再利用、再資源化を進めるシステムづくりが必要であり、広報などを通し、積極的に啓発していく必要があります。



◎拠点回収リサイクル4品目（繊維・廃食油・小型家電・割りばし）の実績

	繊維	廃食油	小型家電	割りばし
平成26年度	1, 212kg	434ℓ	827kg	回収なし
平成25年度	727kg	396ℓ	1,019kg	回収なし

Ⅲ 美化活動

美化活動については、各自治会や各種団体のボランティア活動によるものが中心となっています。特に、各自治会による空き缶拾い（自治会内清掃活動）やサーフイン団体によるビーチクリーンアップ活動が定期的に行われるなど、少しずつ活動の輪が広がってきています。

また、各種団体による植樹活動も近年、盛んに実施されており、自然環境が守られている状況にあります。

(1) 各種団体による清掃活動

- ① 厚真町コミュニティ運動推進協議会
 - ・空き缶拾い活動支援（自治会等）～10件
- ② 厚真建設協会 道路清掃 4月19日
- ③ 厚真町商工会女性部
 - ・清掃活動～6月19日、厚真市街地内
- ④ サーフライダーファウンデーション
 - ・ビーチクリーンアップ～7月14日・8月4日・8月11日・9月16日・10月16日・11月26日 計6日間 浜厚真海岸でゴミ拾い

(2) 花いっぱい運動

- ① 厚真町
 - ・厚真川河川敷（親水公園）の美化活動（新町）
～6月26日 コスモス等の種まき、10月20日 種子あつめ
- ② 厚真町コミュニティ運動推進協議会
 - ・プランター設置支援（自治会）～4団体
 - ・地域花壇作り等支援（自治会等）～9団体
 - ・ガーデニング講習会～7月16日開催、参加者30名
 - ・花いっぱいコンクール～8月4日審査、応募18件（個人11、団体7）
- ③ 浜厚真景観整備振興会（浜厚真自治会）
 - ・野原公園沿道花壇手入れ
5月23日実施、野原公園前の国道235号線沿道にある花壇の維持、手入れ

- ④厚真町商工会女性部
 - ・上厚真市街地の花壇整備活動 ～ 6月9日
- (3) 厚真市街地環境整備事業
 - ① 花の植え付け場所
 - ・厚真市街地の道道千歳鶴川線沿いの街路樹枠内で、苫小牧信用金庫前から消防の区間、苫小牧信用金庫から商工会前の区間及び桂歯科前 計81区画
 - ② 花の種類及び本数
 - ・白妙菊、マリーゴールド、ペチニア 計1,500本
 - ③ 作業日程
 - ・植え付け ～6月9日、後片付け ～10月23日
 - ④ 協力団体
 - ・花フレンズ、自治会（西町、南町ほか）、商工会、厚真駐在など
- (4) 植樹活動
 - ① 木を植えて環境を考える植樹会
 - ア場所 宇隆地区の町有林 0.2ha
 - イ種類及び本数 カラマツの苗木 約400本
 - ウ作業日程 5月14日
 - エ主催団体 鶴川漁協厚真支部青年部及び婦人部
 - ② 町民植樹祭
 - ア場所 幌内オニキシベ沢上流の町有林 0.2ha
 - イ種類及び本数 コナラの苗木 約900本
 - ウ作業日程 5月18日
 - エ主催団体 町
 - ③ 浜厚真海岸黒松林育成会植樹
 - ア場所 浜厚真海岸
 - イ種類及び本数 クロマツの苗木 約400本
 - ウ作業日程 5月18日
 - エ主催団体 浜厚真海岸黒松林育成会

※参考 平成25年度 各種団体による清掃活動

- ①厚真町コミュニティ運動推進協議会
 - ・空き缶拾い活動支援（自治会等） ～ 9件
- ②厚真町建設協会
 - ・道路清掃奉仕活動 ～ 4月5日、厚真・上厚真市街地内
- ③厚真町商工会女性部
 - ・清掃活動 ～ 6月13日、厚真市街地内

④サーフライダーファウンデーション

- ・ビーチクリーンアップ ～ 8月4日及び9月1日、浜厚真海岸でゴミ拾い

⑤厚真町PT（プロジェクトチーム）

- ・ビーチクリーンアップ～7月25日、浜厚真海岸でゴミ拾い

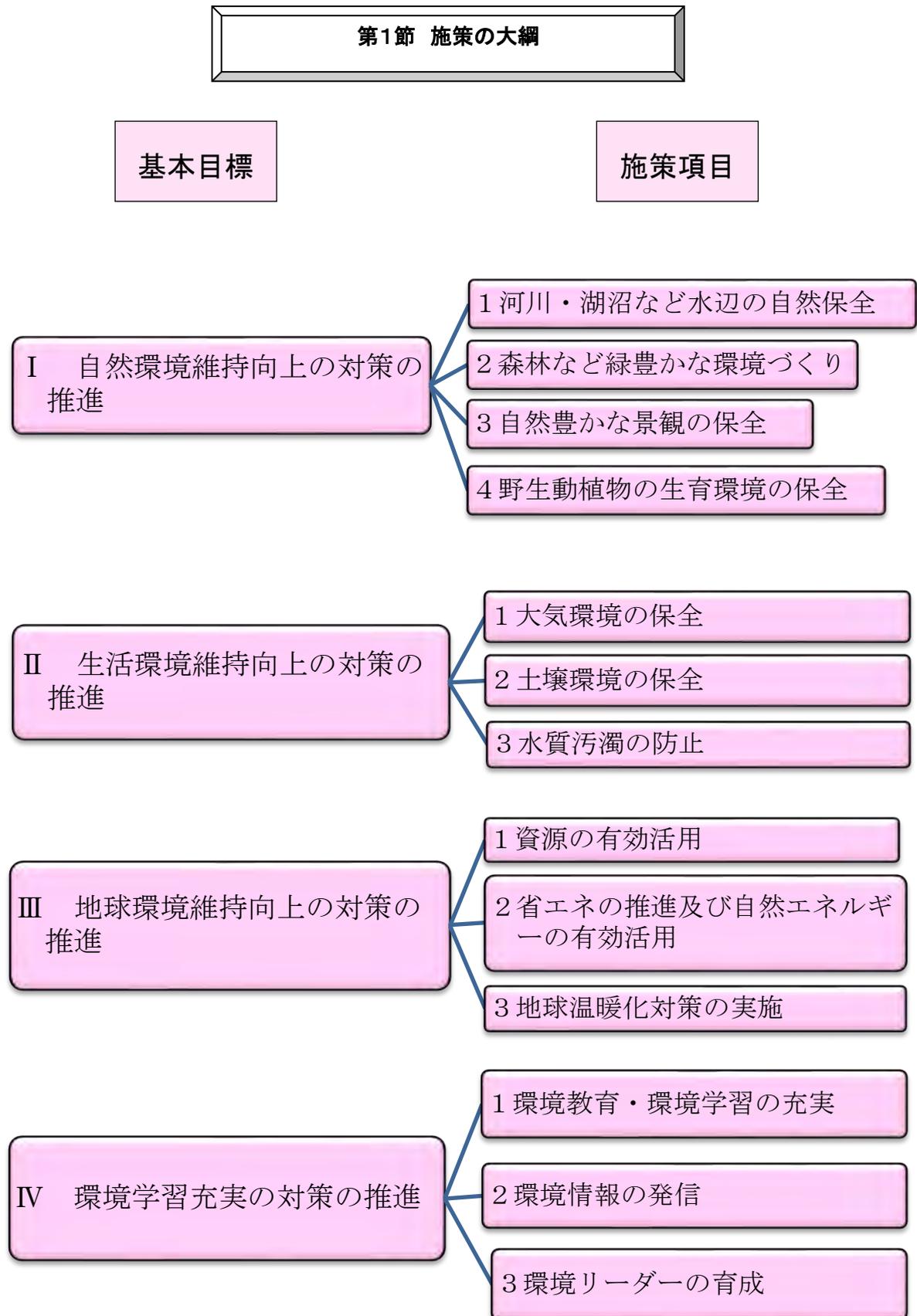
「厚真町に生まれてよかった、住んでよかった、来てよかった」と思う、思われるには、「美しい町」でなければなりません。美しい町は、人を明るくさせ、和ませてくれます。

美しい環境を保つことは、一人だけでは難しいものです。一人で清掃や除草などを行ったとしても、周りの人がまたゴミを捨てたというのでは意味がなく、地域全体で取り組む必要があります。

何よりも環境に対して一人ひとりが関心を持ち行動することが重要になってきます。

今後も美化活動に積極的に取り組み、厚真町の環境改善を推進していかなければなりません。





第2節 具体的な取り組み

I - 1 河川・湖沼など水辺の自然保全

- ① 河川や湖沼の水質浄化機能を維持するため、生態系に配慮した水辺環境の保全と創出を図る。
- ② 森林の適正な管理により水源かん養機能を保全し、適正な水の循環機能の維持と向上に努める。
- ③ 市街地の公園や緑地などの適正な配置と保全に努め、街路の植栽帯を作り、緑の確保とあわせた水の循環機能と向上に努める。

I - 2 森林など豊かな森づくり

- ① 森林保全のため、伐期を迎える木の計画的な伐採等を推進し、豊かな森林の保全を推進する。
- ② 豊かな森林の確保のため、町・各種団体による植樹活動の推進を図る。
- ③ 地域に即した環境整備を推進するとともに、行政・事業所・地域が一体となった環境美化活動に努める。

I - 3 自然豊かな景観の保全

- ① 公共事業実施にあたっては、植栽や空間の確保など良好な自然景観の保全に努める。
- ② 空き缶や吸い殻などのポイ捨て、廃棄物の不法投棄の防止の徹底を図り、美化意識の向上に向けた啓発に努める。
- ③ 四季の変化が感じられるような沿道の整備と適切な維持管理を行う。

I - 4 野生動植物の生育環境の保全

- ① 希少生物の保護、外来種の移入防止、駆除対策など貴重な生態系の維持に向け、必要な啓発活動をに努める。
- ② 野生動植物の生態系の維持のため、大気・土壌・水質の保全に努める。
- ③ 公共事業を行うときは、多様な野生生物の保護を図るため、自然環境の保全に十分注意する。

Ⅱ－１ 大気環境の保全

- ① 工場や事業所から発生する排出ガスは、大気汚染防止法などの法令や公害防止協定に基づく排出基準を遵守する。
- ② 適正なごみ焼却施設以外での焼却や野焼きなどを規制し、ダイオキシンなどの有害物質の排出防止に努める。
- ③ 低公害車の普及を促進するとともに、不要なアイドリングや急発進・急加速の自粛により、環境に配慮した運転マナーの啓発に努め、大気汚染物質の排出抑制を図る。

Ⅱ－２ 土壌環境の保全

- ① 工場・事業所からの排水や農薬・肥料の使用、家畜糞尿の処理の適正な管理の徹底を図る。

Ⅱ－３ 水質汚濁の防止

- ① 工場や事業所からの排水は、水質汚濁防止法や河川法などの法律に基づく排出基準を遵守する。
- ② 効率的な下水道の整備、合併浄化槽の普及・促進に努める。
- ③ 農薬や肥料の使用、家畜ふん尿の処理について適正な指導を行い、農地などにおける適切な排水対策を推進する。

Ⅲ－１ 資源の有効活用

- ① ごみの分別収集の徹底を図り、3R運動（減量化（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル））の普及促進に努める。
- ② 生産・流通・販売・消費の各段階において、資源を大切にすることを意識の向上に努める。
- ③ 情報提供や啓発を通して、リサイクル製品の利用やエコマーク商品、グリーンマーク商品の購入を推奨し、環境にやさしい消費者意識の向上に努める。

Ⅲ－２ 省エネの推進及び自然エネルギーの資源の有効活用

- ① 建物のLED化、太陽光発電の推進など自然エネルギーの転用転換を促進し、断熱性や気密性、採光などに配慮した省エネルギー型を推進する。

Ⅲ－３ 地球温暖化対策の実施

- ① 特定フロンや臭化メチルなどオゾン層を破壊する物質の適正な回収、処理を推進する。
- ② 森林の適正な保全や緑化を進め、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努める。
- ③ 自動車の排出ガス削減対策として、低公害車の普及や公共交通機関の利用による自家用車使用の自粛を推進する。

Ⅳ－１ 環境教育・環境学習の充実

- ① 生涯を通じた環境学習を推進し、自然や環境保全に対する意識の向上に努める。
- ② 学校教育においては、身近な自然や環境問題を題材とした環境教育を推進し、自然愛護や環境の保全などについての理解と意識の向上に努める。
- ③ 環境学習を行うことのできる場やシステムづくりを構築し、環境学習に対する支援を行う。

Ⅳ－２ 環境情報の発信

- ① ゴミの減量化、再生利用や廃棄物の不法投棄など環境保全に関する情報を提供し、町民の意識の向上に努める。

Ⅳ－３ 環境リーダーの育成

- ① 町民主体で環境に関する取り組みを推進するため、それぞれの地域における環境リーダーの養成に努める。

第4章 重点施策

第1節 不法投棄対策



清掃されているきれいな場所にごみを捨てようとする人はいません。ごみがある場所にごみは不法に捨てられます。このことから、ごみを捨てられにくい環境（いつもきれいにしておくこと）をつくることが重要になってきます。

また、不法投棄を見つけた場合は、ただちに役場や警察に連絡することも必要です。

不法投棄のない美しい町にするため、お互いの立場で次のことを実行しなければなりません。

- ① 町民は、自分の家の周りをいつもきれいにし、粗大ごみなどは、周りに放置せずすぐ処理する。
- ② 事業所は、会社のまわりや作業現場などはいつもきれいにし、配送時などにおいて不法投棄を見つけたら直ちに、役場・警察に連絡する。
- ③ 団体や自治会は、協力して定期的に地域を巡回し、不法投棄を発見したら直ちに役場・警察に連絡するとともに、地域内の道路や空き地などはいつもきれいにする。
- ④ 行政は、道路や山林などの不法投棄されやすい場所を定期的に巡回し、投棄されていたときは、速やかに回収し、再び不法投棄がされないよう対策を講ずる。

目標数値（中間考査までの5年間）

全体指標	数 値 目 標	
	現 状	目 標
不法投棄数	(H26年度) テレビ9台・冷蔵庫5台・パソコン1台・ストーブ1台・タイヤ34本・家庭ごみ2tトラック1台	1 / 2

第2節 ごみの減量化(3Rの推進)



循環型社会の形成を図るためには、町民、団体、事業者、行政がそれぞれ役割と責任を担いながら、社会全体でごみの減量化や資源の有効利用に向けて、計画的また積極的に取り組む必要があります。一人ひとりの小さな心がけで、多くのごみを減らすことができるのです。

- ① 使い捨て商品をなるべく避けて、環境にやさしい商品（エコマーク・グリーンマーク）や再生品を大切に長期使用する。
- ② 生ゴミは堆肥化するようにする。
- ③ 物を簡単に捨てずにリサイクルできるか、できないか考える。
- ④ 集会や会合の場などで、ごみの減量化についての話し合いをする。その際、会合の書類は再生紙を使用する。
- ⑤ 子どもたちに、リサイクル原料を使用して製品をつくる催しを開催し、リサイクルの大切さを伝える。
- ⑥ 資材などは、再生品や再利用品を使用し再資源化を促進する。
- ⑦ 簡易包装に心がける。
- ⑧ 広告などは、再生紙などを使用する。
- ⑨ 行政は、リサイクルに関する情報、リサイクル活動を実践している団体や事業所などの紹介、リサイクル施設の見学会の実施、ごみの減量化の実践や、講演会などを開催して、町民の意識の向上を図る。

目標数値（中間考査までの5年間）

全体指標	数 値 目 標	
	現 状	目 標
ごみの減量	1, 1 4 0 t / 年	1, 0 3 5 t / 年

第3節 環境美化活動



「厚真町に生まれて良かった、住んで良かった、来て良かった」このことを実現するためには、美しいまちであることです。美しいまちは、人を楽しませ

るくさせてくれます。美しいまちをこれからの子供たちに残し続けるために、みんなで協力していかなければなりません。

- ① ごみの分別は正しく行い、収集日はきちんと守りゴミステーションボックスにごみが残っていないようにする。
- ② 歩いているとき、ごみが落ちていたら拾う。
- ③ 家庭の庭先にスペースがあったら、花を植えてみる。
- ④ ペットのふんなどはきちんと始末する。
- ⑤ 地域内のゴミステーションボックス周辺をいつもきれいにしておく。
- ⑥ 地域で一斉清掃日を決め、子供も一緒に参加して道路や集会所のごみ拾いや花壇の整理などを行う。
- ⑦ 工事現場などで出たごみは、適正に処理する。
- ⑧ 職場全体で清掃作業を実施する。
- ⑨ 施設周辺に花壇などをつくる。
- ⑩ 行政は、ボランティアによる環境美化活動促進を目指し、町民、各種団体等への啓発活動を積極的に行う。

目標数値（中間考査までの5年間）

全体指標	数 値 目 標	
	現 状	目 標
美化ボランティア活動の回数	18回／年	25回／年

第4節 生活排水の適正処理



公共下水道のさらなる普及と合併処理浄化槽の設置を推進し、生活排水の適正な処理を進め、河川などの水質汚濁の防止に努めていきます。

目標数値（中間考査までの5年間）

全体指標	数 値 目 標	
	現 状	目 標
水洗化率（合併処理浄化槽を含む）	70%	75%

第5章 環境配慮指針

第3章・第4章で施策の基本目標、具体的施策及び重点施策について、特に重点施策では、数値目標を設定して今後の環境対策に取り組んでいくことを掲げています。では、それぞれの望ましい環境像を実現するための環境施策について述べています。

計画の最後に、町民・事業者・各種団体・行政が、日常生活や通常の事業活動において行うべき活動・行動を整理し、それぞれの立場で積極的に行動するための環境配慮指針を定め、町と町民が一体となって行動する方向性を示します。

第1節 町民が行う配慮行動



町民は、環境問題を解決するため、日常生活における環境への負荷を低減するための取組みや、地域の環境保全に向けた行動をする必要があります。

(1) 省エネルギー

- ・電気製品の購入は、省エネルギー型のものを選ぶ。
- ・電気製品の使用は、節電に心がけ効率的に使用する。
- ・洗濯物はまとめ洗いをする。
- ・使わない電気製品は、主電源を切る。
- ・冷蔵庫は必要以上のドアの開閉や物の詰めこみは止める。
- ・冷暖房機は、適温で使用する。
- ・住宅の新築や改築の際は、高气密・高断熱のものを使用する。
- ・住宅における採光は、太陽光を利用する。
- ・マイカーの使用を控え、バスなどの公共機関や自転車を利用する。
- ・水は出しっぱなしにしないで、節水に努める。
- ・お風呂の残り湯は再利用する。

(2) ごみ・リサイクル

- ・買い物袋等を持参し、過剰包装は断る。
- ・エコマーク商品やグリーンマーク商品など、環境にやさしい商品を購入する。
- ・使い捨て商品はできるだけ購入しない。
- ・耐久性の高い商品を購入し、できるだけ長く使う。

- ・生ごみは、できるだけ堆肥化する。
- ・ごみの分別を徹底し、資源ごみの回収に協力する。
- ・道路や山林などに、ごみのポイ捨て、不法投棄は絶対にしない。

(3) 自然環境・住環境

- ・動植物の生息、生育場所を大切にする。
- ・キャンプなどのレジャーやレクリエーションなどのごみは、必ず持ち帰る。
- ・公園などの身近な緑を大切にする。
- ・ペットのふんは飼い主が責任をもって処理するなど、迷惑のかからない責任ある飼い方をする。
- ・ごみのポイ捨てはしない。
- ・まちの美化活動に積極的に参加・協力する。
- ・車を運転する際、急発進やカーステレオの音、夜間のエンジン音などに配慮し、迷惑とならないようにする。
- ・家庭菜園に農薬をできるだけ使用しない。
- ・使用済み油は、下水道などに流さず廃油リサイクルする。
- ・マイカー購入の際は、低公害型のもを選ぶ。
- ・車は駐停車時の不要なアイドリングの停止など、環境への負荷が少ない運転をする。
- ・新築などにより使わなくなった住宅や物置などは、解体し適正に処理する。

(4) 環境学習

- ・環境に関する学習会や観察会、環境保全活動などに積極的に参加する。
- ・環境家計簿をつけ、日常生活での環境への負荷の程度を把握する。
- ・環境問題について自ら情報を収集し、知識を深める。

第2節 事業者が行う配慮行動



事業者は、事業活動が与える環境への負荷が、個人の活動と比較して大きいことを自覚し、環境管理の取組みと環境への負荷を低減するための取組みをしていく必要があります。

(1) 事業活動全般での配慮

- ・環境問題についての社会的責任を認識し、環境に配慮した事業活動を行う。
- ・環境保護活動に積極的に参加する。
- ・環境省の推進する“クールビズ”、“ウォームビズ”を積極的に実践する。
- ・環境に関する情報は、町民及び行政に提供する。
- ・環境問題に対して、組織的・計画的な取組みを進めるために、環境問題の担当組織を設置する。
- ・従業員が環境に配慮した行動が出来るように環境教育をする。
- ・環境保全に関する管理と評価を行うシステムを導入する。
- ・事業が及ぼす環境への影響を十分に考慮し、影響が予想されたり、与える場合は適切な対策を行う。
- ・環境管理システムの認証取得に努める。
- ・事業活動によって発生する廃棄物の減量化や再資源化に努める。

(2) 事業所での配慮

- ・OA機器の導入は、省エネルギーのものを選ぶ。
- ・OA機器の使用の際は、節電に心がけ効率的に使用する。
- ・冷暖房機器は適温で使用する。
- ・事務所の採光など、太陽光を利用する。
- ・事務用品は、エコマーク商品やグリーンマーク商品など、環境にやさしい商品を購入し、使い捨て商品はできるだけ使用しない。
- ・ごみの分別を徹底し、資源ごみの回収に協力する。
- ・マイカー通勤を控え、バスなどの交通機関や自転車を利用する。

(3) 工場での配慮

- ・事業活動による環境汚染を防止するため、適切な処理施設を設ける。
- ・工場敷地内の緑化に努めるとともに、周辺環境との調和に努める。
- ・有害な化学物質による大気及び地下水汚染を防止する。

(4) 建設・工事での配慮

- ・計画的な作業日程により交通渋滞や大気汚染、騒音、振動などを発生させない。
- ・建設機器や工事用車両の使用による大気汚染、騒音、振動などに配慮し、周辺に著しい影響を与えない。
- ・建設資材は、再生品や再利用の可能なものを使用する。
- ・建設に伴って発生する廃棄物の減量と適正な処理をする。
- ・動植物の生息・生育環境に著しい影響を与えない。

(5) 生産での配慮

- ・長期使用・再使用容器への転換など、環境への負荷の少ない製品の開発と生産に努める。
- ・原材料は、再生資源など環境への負荷が少ないものを使用する。
- ・生産工程で使用する化学物質などは、保管、使用、廃棄の各段階で事故防止や漏えい防止を徹底する。
- ・生産工程において、大気汚染、水質汚濁、騒音などに関する自主的な管理目標を設定するとともに定期的に測定調査を行う。

(6) 流通での配慮

- ・共同集荷・共同配送システムなどにより、運送ルートや荷さばきの効率化を図る。
- ・輸送手段は、鉄道や船舶を利用する。
- ・大型ディーゼル車などの環境への負荷の大きい自動車の使用を控え、低公害車の導入を進める。
- ・自動車の急発進や不必要なアイドリングはしない。

(7) 販売での配慮

- ・店舗内の冷暖房や照明の適正化などにより、省エネルギーに努める。
- ・看板・広告塔の設置の際は、周辺環境に調和するようにする。
- ・自動車の騒音、排ガスなどによる大気汚染の影響を軽減するように、駐車場の設計や配置に配慮する。
- ・製造業者、運送業者などと連携し、物流の合理化を推進する。
- ・トレーやパッケージに使う資材の合理化や再使用により、ごみを減量する。
- ・ごみの分別を徹底し、資源ごみの回収に協力する。
- ・包装の簡素化やビニール袋の使用自粛などに取り組む。
- ・宣伝用チラシなどは再生紙を利用し、その量を極力少なくする。

(8) 回収の配慮

- ・使用済製品の回収体制の整備を進め、部品の再利用を促進する。
- ・廃棄物を減量化するとともに、適切な処理・処分を行う。

第3節 団体が行う配慮行動



各種団体は、地域社会の一員として環境づくりのための活動を行い、環境学習、教育の活動や町民、事業者等の連携による活動に参加する必要があります。

- ・ 地域のための花壇づくり、ごみ拾いなど環境活動について企画し、積極的に参加する。
- ・ 会議の議題には、環境に関連する内容をテーマにし、参加者全員で話し合う。
- ・ 環境に関する学習会や観察会、環境保全活動などに積極的に参加する。

第4節 行政が行う配慮行動



町は、町民、事業者、各種団体への意識啓発や環境学習などを施策として推進し、各主体の自主的な取組みに対して、技術的な援助や情報の提供などにより支援して環境の保全活動の推進を図っていく必要があります。

また、物品などの物を消費することから消費者として、また、公共工事等を進めるということから事業者の面も持っているため、町民、事業者、各種団体の模範となるよう、率先して環境の配慮行動を実践していかなければなりません。

- ・ 環境問題に関する情報を、町民、事業所、各種団体に積極的に提供する。
- ・ 町民、事業者、各種団体が行う環境保全活動への支援に努める。
- ・ 生活に影響する微小粒子状物質（PM2.5）などの注意喚起について、きめ細やかな情報提供を行う。
- ・ 行政も消費者、事業者として面も持っていることから、厚真町地球温暖化実行計画に基づいて環境の配慮行動を実践する。
- ・ 環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識を獲得するために、学習会等を積極的に開催する。

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

計画を確実に推進し、人と自然が調和した豊かな環境を守り育て、未来に残すまちづくりを進めるためには、町民、事業者、各種団体、行政の積極的な参加・協力が必要です。

また、それぞれの団体は計画に基づいて取組みを進めて行きますが、それぞれの取組みには限界がありますので、各団体が相互に協働することにより、その輪を広げていくことができる体制に整備することが大切です。

第2節 環境情報の共有化

計画の実効性を持って推進していくためには、各団体がそれぞれの役割のもとに環境情報を共有し、それぞれの取組みに生かしていくことができる仕組みが必要です。

そのためには、それぞれの団体が自由に生きた情報、必要とされる環境情報が交換できる体制に整備することが大切です。

第3節 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、計画に掲げた環境づくりの目標を実現するための施策の進捗状況を把握し、広報誌やホームページなどで公表します。

また、時代の変化に伴い社会情勢や、町民意識の変化に対応できるように、計画や事業を評価し、必要に応じて計画の見直しを実施します。その際、厚真町新総合計画などとの調整を図り、さらに町民や厚真町環境対策町民会議の意見を踏まえて実施していきます。

計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Action)

第4節 計画の周知

計画を推進するためには、町民、事業者、各種団体が計画内容を理解するとともに、日常生活や事業活動を活かすことが大切です。

このため、町のホームページや広報誌等を通じて計画内容の周知に努めます。

資料編



1 厚真町環境基本条例（平成13年3月15日条例第3号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第7条—第17条）

第3章 地球環境保全の推進（第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

厚真町は、「自然の豊かさ」と「生活の快適さ」をあわせもつ「大いなる田園の町」です。

緑の大地に守られ、四季折々の変化に富み、澄んだ空気、清らかな水に恵まれ、公害のない田園風景はかけがえないものであり、基幹産業である農業は、食糧を生み出す産業であるとともに、みずみずしい景観をつくり、人々の心にゆとりと潤いをもたらしている。

しかし、人は、自然の恵みのもとで、生命をはぐくみ、様々な文化を築いてきたが、一方では、私たちに物質的な豊かさや利便性をもたらした社会経済活動は、資源やエネルギーの大量消費を伴い、環境への負荷を著しく増大させ、その影響は単に地域の環境にとどまらず地球の環境を脅かしつつある。

私たちは、だれもが安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有しているとともに、健全で恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に引き継いでいく責務をも有している。

私たち町民は、環境が大気、水、土壌及び様々な生物の微妙な均衡と循環のもとに成り立っていることを深く認識し、また、先人の知恵と歴史に学びながら、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ないかつ持続的に発展することができる社会の実現に努めなければならない。

ここに、町民が健康で文化的かつ快適な生活ができる生活環境やみどり豊かな自然環境の保護、優れた景観を保全し創造していくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について基本理念を定め、町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 二 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

三 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土地の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境その他の自然環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、町民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、現在の世代はこれを享受するとともに、将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない、循環型・環境保全型社会の構築に向けて、すべての者の自主的かつ積極的な取組みによって行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、町民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることから、すべての者が自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、前項に定めるもののほか、環境に影響を及ぼすと認められる施策の実施に当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、事業活動に関し環境の保全及び創造に、自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（町民の責務）

第6条 町民は、日常生活に伴う環境への負荷の集積が環境の保全上の支障の一因であることを認識し、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 町民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

（施策の基本方針）

第7条 町は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

一 町民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

二 人と自然とが共生する環境の保全及び創造のため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。

三 身近な自然環境又は個性を生かした景観等の確保及び歴史的又は文化的環境の形成を図り、潤いと安らぎのある良好な快適環境を創造すること。

四 環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境保全に資する社会を実現するため、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を促進すること。

(環境影響評価の措置)

第8条 町は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第9条 町は、環境の保全及び創造上の支障を防止するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第10条 町は、町民及び事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する措置をとることを助長するため必要があるときは、適正な助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第11条 町は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第12条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、町の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

3 町は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用が促進されるよう努めるものとする。

(環境学習の推進)

第13条 町は、町民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者による環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、環境の保全及び創造に関する学習を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第14条 町は、町民、事業者又はこれらの組織する者の民間の団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第15条 町は、公害その他の環境の状況を的確に把握するため、必要な監視及び測定等の体制の整備に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第16条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、町の関係機関との緊密な連携及び施策の調

整を図り、必要に応じ体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第17条 町は、環境の保全及び創造を図るために広域的な取組みを必要とする施策について、国、北海道及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第18条 町は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 町は、国、北海道及び他の地方公共団体並びに町民、事業者及び民間団体と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1 環境に関する組織

厚真町環境対策町民会議

平成27年10月1日現在

	団 体 名	委 員 名	備 考
参 加 団 体 等	厚真町コミュニティ運動推進協議会	山 下 昌 秀	
	厚真町婦人団体協議会	池 田 シゲ子	
	厚真町商工会	矢 部 雅 則	
	厚真建設協会	山 田 政 紀	
	とまこまい広域農業協同組合	高 橋 享	
	鶴川漁業協同組合	西 舘 純 之	
	苫小牧広域森林組合	長 橋 政 徳	
	厚真町校長会	油 谷 諭	
	厚真町交通安全指導員会	土 肥 政 男	
	北海道電力苫東厚真発電所	一 戸 基	
		中 田 敏 文	学識経験者
厚 真 町 役 場	厚真町環境対策町民会議会長	宮 坂 尚市朗	町長
	総務課	奥 村 与志照	主査
	まちづくり推進課	藤 岡 隆 志	主査
	産業経済課	佐 藤 大 輔	主査
	建設課	松 浦 健 二	主任
	生涯学習課	篠 原 拓 也	主査

環境調整会議

平成27年10月1日現在

氏名	所属	職名等	備考
近藤 泰行		副町長	委員長
奥村 与志照	総務課	総務人事G主査	
田中 紀嘉	〃	財政G主査	
藤岡 隆志	まちづくり推進課	企画調整G主査	
江川 允典	〃	総合計画策定G主任	
小山 敏史	〃	事業推進G主査	
佐藤 大輔	産業経済課	農政G主査	
宮 久史	〃	商工観光林業水産G主任	
橋本 一哉	建設課	建築住宅G主任	
飯塚 浩由	〃	上下水道G主任	
松浦 健二	〃	土木G主任	
篠原 拓也	生涯学習課	学校教育G主査	
宮下 桂	〃	社会教育G主査	
吉田 良行	町民福祉課	参事	事務局
上田 敦子	〃	町民生活G主幹	〃
田中 咲詠子	〃	町民生活G主査	〃



3 環境基準

大気の汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 基 準
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間値の平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。

微小粒子状物質（PM_{2.5}に係る環境基準）

物 質	環 境 上 の 基 準
微小粒子物質	一年平均値15 μg/m ³ 以下であり、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。

水質汚濁に係る環境基準

❖生活環境の保全に関する項目

対象	項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
			水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物 質量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
河川	AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/リットル 以下	25 mg/リットル 以下	7.5mg/リットル 以上	50MPN/ 100m ³ 以下
	A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下 の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	2mg/リットル 以下	25 mg/リットル 以下	7.5mg/リットル 以上	1,000MPN/ 100m ³ 以下
	B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/リットル 以下	25 mg/リットル 以下	5 mg/リットル 以上	5,000MPN/ 100m ³ 以下
	C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/リットル 以下	50 mg/リットル 以下	5 mg/リットル 以上	—
	D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/リットル 以下	100 mg/リットル 以下	2mg/リットル 以上	—
	E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/リットル 以下	ごみ等 の浮遊 が認め られな いこと	2mg/リットル 以上	—

対象	項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
			水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶 存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
湖沼	AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/リットル 以下	1 mg/リットル 以下	7.5mg/リットル 以上	50MPN/ 100m ³ 以下
	A	水道2,3級 水産2級 水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/リットル 以下	5mg/リットル 以下	7.5mg/リットル 以上	1,000 MPN/100m ³ 以下
	B	水産3級 工業用水1級 農業用水及び Cの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/リットル 以下	15mg/リットル 以下	5mg/リットル 以上	—
	C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/リットル 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/リットル 以上	—

対象	項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
			全窒素	全磷
湖沼	I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/リットル以下	0.005 mg/リットル以下
	II	水道1, 2, 3級 (特殊なものを除く) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/リットル以下	0.01 mg/リットル以下
	III	水道3級 (特殊なもの) 及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/リットル以下	0.03mg/リットル以下
	IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/リットル以下	0.05mg/リットル以下
	V	水産3種、工業用水 農業用水、環境保全	1 mg/リットル以下	0.1 mg/リットル以下



❖人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1 mg/ℓ以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

騒音に係る環境基準

❖ 一般地域

地域の類型	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
A A	50 dB以下	40 dB以下
A 及び B	55 dB以下	45 dB以下
C	60 dB以下	50 dB以下

❖ 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB以下	55 dB以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下
幹線交通を担う道路に近隣する空間	70 dB以下	65 dB以下



地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1 mg/ℓ以下

土壌の汚染に係る環境基準

項 目 名	基 準 値
カドミウム	検液 1 ㍓につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 ㍓につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 ㍓につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 ㍓につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 ㍓につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 ㍓につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 ㍓につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 ㍓につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 ㍓につき 0.1mg 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 ㍓につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 ㍓につき 1mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 ㍓につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 ㍓につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 ㍓につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 ㍓につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 ㍓につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 ㍓につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 ㍓につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 ㍓につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 ㍓につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 ㍓につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 ㍓につき 1mg 以下であること。

ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0.6 p g -TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く）	1 p g -TEQ/l 以下
水底の底質	150 p g -TEQ/g 以下
土 壤	1, 000 p g -TEQ/g 以下



知っておきたい！



4 環境関係用語の解説

【あ】

§ アメニティ

一般的に快適さの質や物事を表すことで、場所、気候、環境などの快適さや景観、歴史的な環境などを含め、人の心をなごませる快適な環境のことを言います。

§ 一酸化炭素 (CO)

無味、無臭、無色、無刺激の空気より少し軽い気体で、炭素や炭素化合物の不完全燃焼により発生します。大気汚染として問題となるのは、自動車排ガスによるものです。

一酸化炭素ガスを体内に吸収すると、血液中のヘモグロビンと結合し酸素供給能力を妨げ中枢神経を麻痺させ、貧血症を起こすことがあります。

§ 一般廃棄物

日常生活に伴って家庭から排出されるごみやし尿が代表的なものです。商店などの事業所から排出される紙くずなど、産業廃棄物に該当しない事業系の一般廃棄物も含まれます。

§ エコ

ドイツ語 (OK o) を起源としており、生き物とそれをとりまく環境という従来の意味から、人や生き物にとって望ましい環境をさす意味で使われています。

§ エコマーク

(財) 日本環境協会が実施している制度で、環境の保全に役立つ商品として表示を行い、商品の製造、使用、廃棄などの段階で環境への負荷が少なく、環境保全に寄与することが大きいことが対象の要件となっています。

§ オゾン

酸化生の強い臭気のある気体で、強い殺菌力を持ち、人体や植物に有害な光化学スモッグの原因となるオキシダントの主成分であるとされています。

§ オゾン層の破壊

オゾン層は大気中の酸素が化学反応し形成され、生物に有害な紫外線を吸収するため、生物にとっては欠かせないものです。このオゾン層が、フロンなどの人工の化学物質によって破壊され減少しています。

オゾン層の破壊により紫外線が地上に達すると、皮膚ガンや生物の生育にも影響します。

§ 汚泥

産業廃棄物の代表的なもので、工場排水、下水処理等の水処理施設の沈殿槽などに溜まる泥状の物を言います。

§ 温室効果ガス

地表面から放出される紫外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温

室のような効果を持つ大気中の気体の総称で、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンなどがあります。

近年、これらの温室効果ガスの増加による地球の温暖化が進み、気候の変化、海水面の上昇などの地球的規模の環境問題が懸念されています。

【か】

§ 化石燃料

太古の動物や植物などの遺骸が変化してできた石炭、石油、天然ガスなどの燃料の総称をいいます。

§ 合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を処理する浄化槽で、河川等公共用水域の汚濁と土壌の汚染を防止する効果があります。

家庭で設置する場合は、補助制度があります。

§ 環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

§ 環境家計簿

家庭における電力・ガス・水道・乗用車のガソリンなどの使用量を把握し記録することにより、環境に配慮した生活に変えていくために工夫されたものです。

§ 環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として法律で定められ、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染及び騒音について環境基準が設定されています。

§ 環境管理システム（ISO14000など）

事業活動における環境影響の最小化を図り、環境の保全を進めるために自主的な判断により行う環境管理の仕組みをいいます。平成8年にISO（国際標準機構）において、環境マネジメントシステムと環境監査に関する国際規格が定められています。

§ 環境影響評価（環境アセスメント）

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、その環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価を行うとともに、必要な保全対策や代替案の比較検討などを含む総合的な事前評価を行うことをいいます。

§ 環境保全型農業

従来の農薬や化学肥料を使用した農業ではなく、生産性・収益性を考えながら、環境への負荷の低減を考慮した持続可能な農業のことをいいます。このような農業は、有機農業、無農薬農業、減農薬農業などとして全国で展開されています。

§ 環境ホルモン

本来、ホルモンは体の中で男女の違いを形成したり、健康を維持していく上で大切な働きをしています。

「環境ホルモン」は、「動物の生体内に取り込まれた場合に、正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」であるとされており、現在、環境ホルモンとして疑われている化学物質は約70種類あります。

§ 気象緩和機能

森林・緑地が地表面の温度や湿度を緩和したり、汚染空気を吸い込み浄化して放出する機能や、風を防ぐ作用のことをいいます。

§ 協働

町民・事業者・各種団体・行政など、社会を構成する各主体が、お互いの立場と役割を相互に理解し、一つの目的に向かって協力・連携して取り組むことです。

§ グリーンマーク商品

(財)古紙再生促進センターが古紙を利用した紙製品(トイレットペーパー、コピー用紙の包装紙など)に対して付けるマークのことです。

§ コンポスト化

家庭の台所から排出される生ごみや、家畜ふん尿などの有機物を微生物の働きにより醗酵させて堆肥(コンポスト)にすることです。

【さ】

§ 3R

Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の3つの英語の頭文字を取って表したものです。

§ 産業廃棄物

工場や事業場における事業活動によって生じた廃棄物をいい、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチックなど19種類が産業廃棄物として指定されています。

§ 酸性雨

酸性度の強い雨のことで、化石燃料等の燃焼によって生じる硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で硫酸や硝酸に変化し、これらを取り込まれた雨のことを酸性雨といいます。

湖沼や森林に降り注ぎ、生態系を破壊するほか、建造物等が腐食してしまうなどの被害を及ぼします。

§ 循環型社会

持続可能な社会を形成するための、大量生産・大量消費に変わる考えのことで、生産・流通・消費・廃棄といった一連の流れの中での資源の有効利用、環境への影響を最小限に抑え、循環を基調とする社会のことです。

§ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

硝酸性窒素は自然界に広く存在し、これを含む食品や水を成人が摂取してもほとんど影響はありませんが、乳児などは胃の中の酸性度が低いため、腸内細菌によって亜硝酸性窒素に還元され、血液中のヘモグロビンと強く結合し酸欠状態を引き起こすことがあります。

地下水にこれらが多量に含まれる原因として、一般的に窒素肥料の施肥、家畜のふん尿、生活排水等の人為的な原因が考えられます。

§ 生態系

ある地域に生息する生物（植物、動物、微生物など）と、それらを取り巻く非生物的要素（土壌、水、大気）からなり、それらが複雑に相互作用したものです。

§ 生物の多様性

生態系（多様な生態系が存在していること）、種（種が保存され、個々の生態系が多様な種から構成されていること）、遺伝子の多様性（同じ種の中にも多様な地域的固体群が存在していること）の3つの多様性を考えることです。

【た】

§ ダイオキシン類

PCBに構造が近い有機塩素化合物で、ポリ塩化ジベンゾフランなどの総称です。人体への影響としては、皮膚の色素沈着、脱毛、肝機能異常のほか、発ガン性が高いことが知られています。ごみ焼却灰などからダイオキシン類が検出され問題となっています。

§ 地球環境問題

産業活動や社会経済活動により、環境への影響が地球規模で環境問題や先進国を含めた国際的な取組みが必要とされている発展途上国における環境問題をいいます。現在、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊、公害問題などが認識されています。

§ 低公害車

走行時の排出ガス、騒音等環境への影響が少ない自動車をいいます。現在、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリット自動車及び電気自動車などがあります。

§ 特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるもので、法律で定められています。

§ 特定フロン

国際的な規制の対象として、昭和62年に採択されたモントリオール議定書において規制措置が定められたオゾン層の破壊力が特に強いフロン5種類をいいます。

§ 土壌汚染

土壌は、いろいろなものによって汚染されています。

農薬や施肥、ごみの不法投棄、家畜のふん尿によるもの

カドミウム、銅などの特定有害物質によるもの

【な】

§ 二酸化硫黄（SO₂）

石油・石炭などの化石燃料などの燃焼により発生するもので、無色で刺激臭が強く、人の粘膜質、特に気道にたいする刺激作用があります。

§ 熱帯林の減少

熱帯林は、木材の供給だけでなく、野生生物の生息地、二酸化炭素の吸収・貯蓄場所として重要な役割を果たしていますが、焼畑耕作や木材などの伐採で年々減少しています。

熱帯林の減少は、野生生物の生息地の減少と生態系への影響があるほか、地球温暖化にも影響があります。

【は】

§ ばい煙

硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称です。

有害物質は、燃焼などにより発生するカドミウム、塩素、フッ素、鉛、窒素酸化物などの健康又は生活環境に有害な物質です。

§ PM2.5 (微小粒子状物質)

直径2.5マイクロメートル以下の超微粒子で、自然由来以外に、自動車の排気ガスなどに含まれると言われていています。肺の奥まで入りやすく、肺癌や呼吸系・循環器系への影響が懸念されます。

§ ビオトープ

ドイツ語で、生き物「Bio: バイオ」と、場所「Top e: トープ」を合成した言葉で野生動植物が生息・生育する空間を意味します。

池、沼、湿地、草地、雑木林などで、野生生物が移動ルートや生活圏を維持することです。

§ フリーマーケット

フランスで開かれていた「のみの市 (Flea market) からきており、不用品をもちよって交換・売買し再利用を図ることを目的としています。

§ フロン

正式には「クロロフルオロカーボン」といい、炭化水素にフッ素と塩素が結合した化合物の総称で、冷蔵庫などの冷媒、発泡剤などに広く使われ、大気中に放出されるとオゾン層を破壊し、地表に到達する紫外線を増加させるといわれています。

【ま】

§ マニフェスト制度

排出事業者が、廃棄物の処理を委託する際に処理業者に帳票 (マニフェスト) を交付し処理終了後に処理業者によりその旨を記載した帳票の写しを受けることにより、排出業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理をする仕組みのことをいいます。

【ら】

§ ラムサール条約

湿地と水鳥など、湿地特有の動植物の保全を図るため1971年にイランのラムサールで締結した条約で、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、日本ではウトナイ湖を含む5ヵ所が指定されています。

§ リフューズ (絶つ)

ごみを発生源で絶つことで、生産段階で、極力不要となるものを作らないということです。

§ リデュース (減量化)

ごみを減らす努力をすることで、ごみになるものを買わないなどの考え方です。

§ リユーズ (再使用)

一つの製品をできる限り長く、繰り返して使用することをいいます。

§ リサイクル (再資源化)

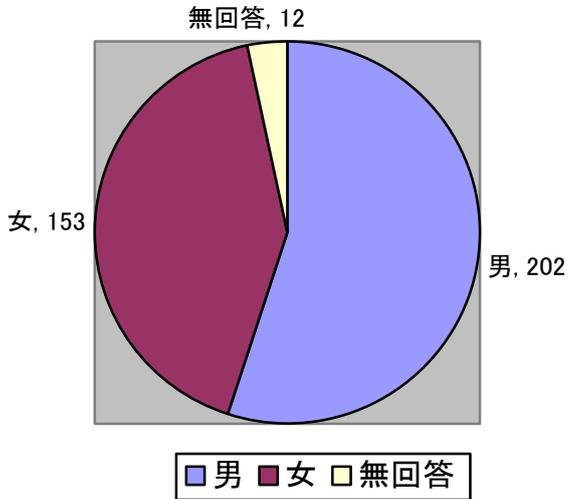
ごみとして出される不用品や廃棄物を、形を変えて再生し、あたらしい製品・材料として使用することをいいます。



5 環境に関するアンケート結果

問1 あなたの性別は、あてはまる番号に○をつけてください。

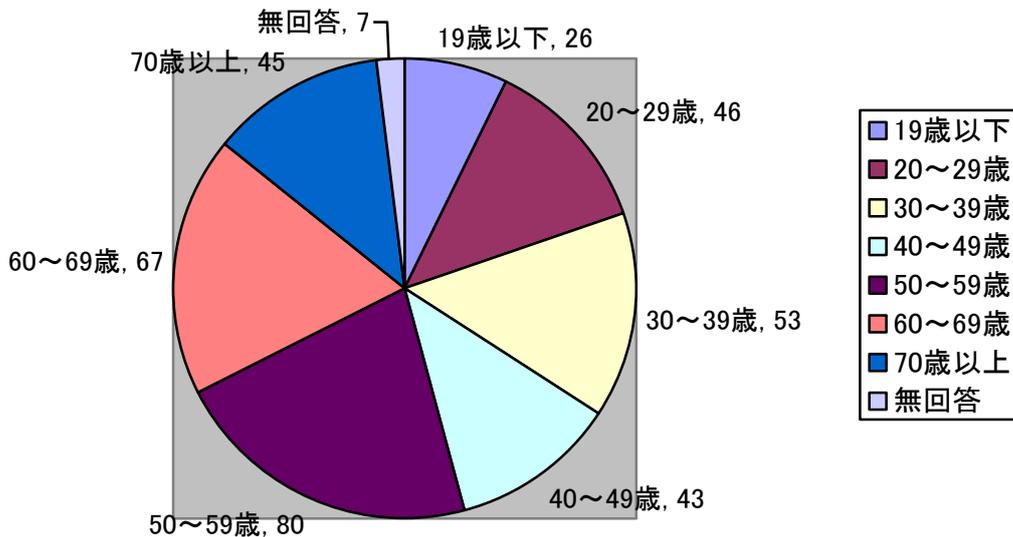
1 男性	2 女性
------	------



平成27年5月実施
町民1,000人対象
回答 367人
回答率 36.7%

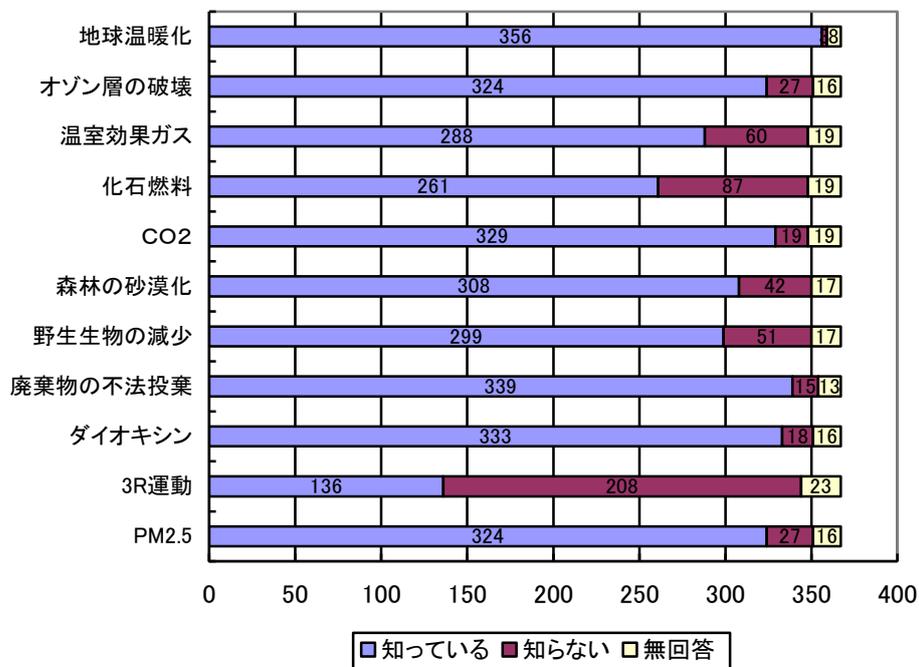
問2 あなたの年齢は、あてはまる番号に○をつけてください。

1 19歳以下	2 20歳～29歳
3 30歳～39歳	4 40歳～49歳
5 50歳～59歳	6 60歳～69歳
7 70歳以上	



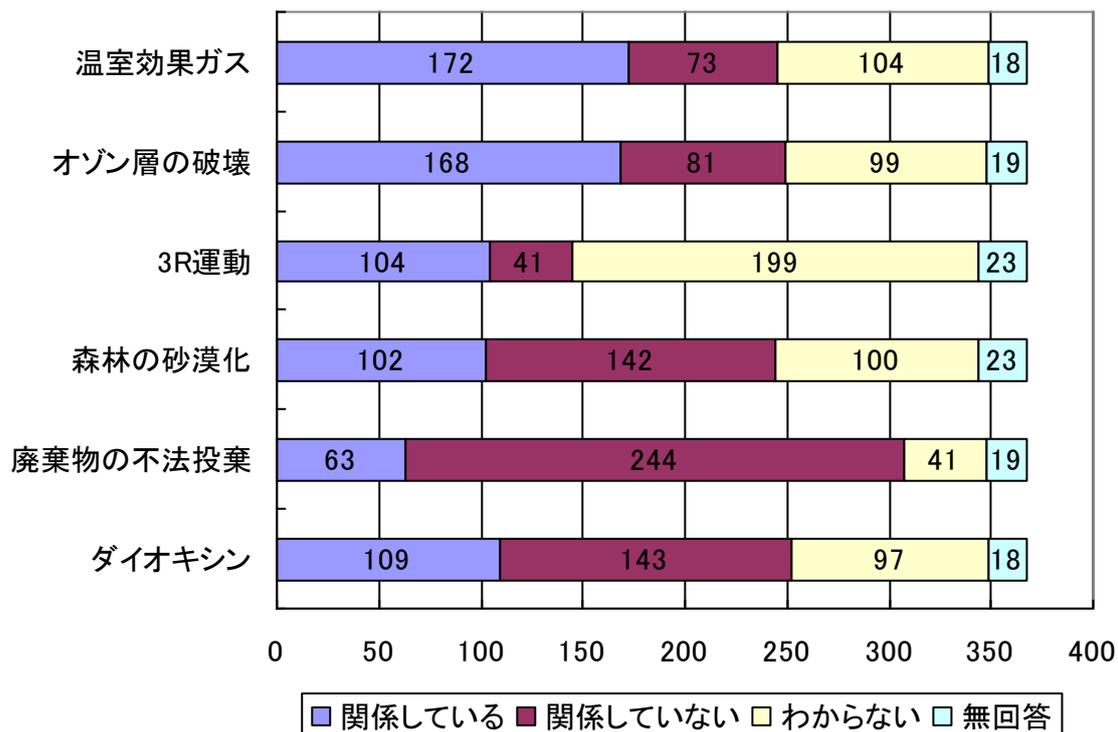
問3 最近、テレビや新聞で環境問題が取り上げられていますが、次に掲げる問題について、あてはまる番号に○印をつけてください。

	知っている	知らない
地球温暖化	1	2
オゾン層の破壊	1	2
温室効果ガス	1	2
化石燃料	1	2
CO2	1	2
森林の砂漠化	1	2
野生生物の減少	1	2
廃棄物の不法投棄	1	2
ダイオキシン	1	2
3R運動	1	2
PM2.5	1	2



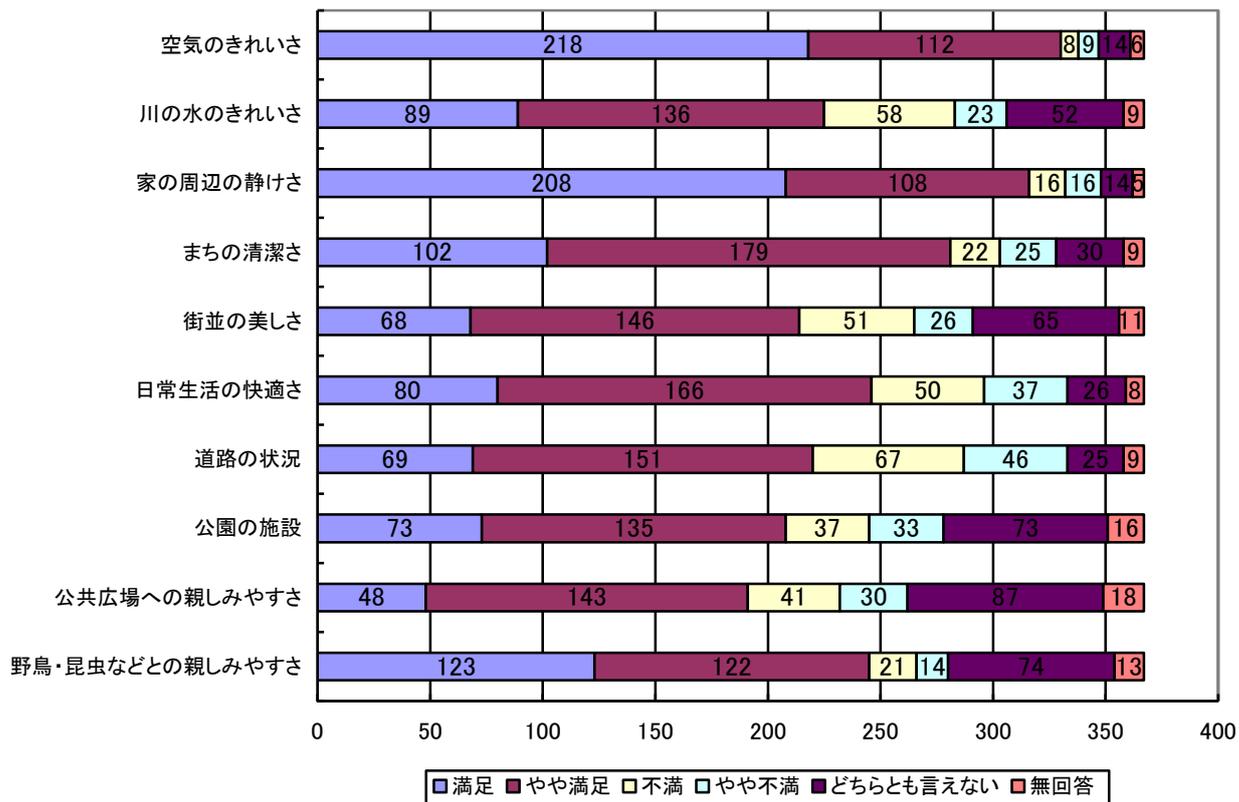
問4 次の行為はいずれも広い意味で地球環境に影響を与えていますが、あなた自身が何らかの形で関係しているかについて、あてはまる番号に○印をつけてください。

	関係している	関係していない	わからない
温室効果ガス	1	2	3
オゾン層の破壊	1	2	3
3R運動	1	2	3
森林の砂漠化	1	2	3
廃棄物の不法投棄	1	2	3
ダイオキシン	1	2	3



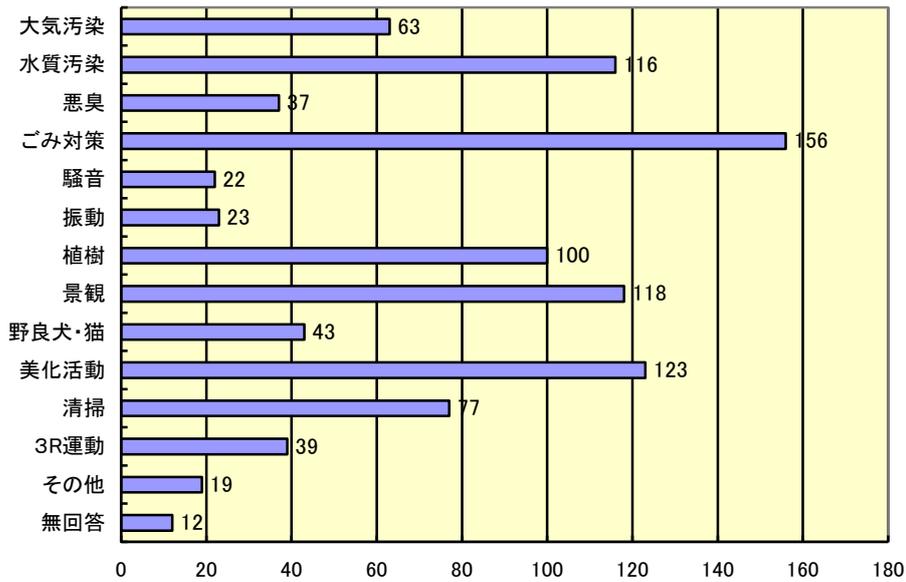
問5 お住まいの周辺環境に、あなたはどの程度満足していますか。
 あてはまる番号に○印をつけてください。

	満足	やや満足	不満	やや不満	どちらともいえない
空気のきれいさ	1	2	3	4	5
川の水のきれいさ	1	2	3	4	5
家の周辺の静けさ	1	2	3	4	5
まちの清潔さ	1	2	3	4	5
街並の美しさ	1	2	3	4	5
日常生活の快適さ	1	2	3	4	5
道路の状況	1	2	3	4	5
公園の施設	1	2	3	4	5
公共広場への親しみやすさ	1	2	3	4	5
野鳥・昆虫などとの親しみやすさ	1	2	3	4	5



問6 あなたは、厚真町の環境保全対策として何を優先して行うべきだと考えていますか。1から13の中から3つを選び、番号に○をつけてください。

- 1 大気汚染 2 水質汚染 3 悪臭 4 ごみ対策 5 騒音
 6 振動 7 植樹 8 景観 9 野良犬(猫) 10 美化運動
 11 清掃 12 3R運動
 13 その他 ()



その他の回答

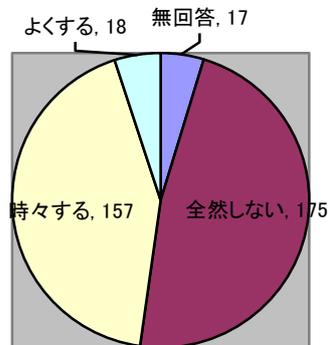
- ・シカ・カラス等鳥獣対策（3件）
- ・厚真町全体の意識改革（3件）
- ・道路・歩道の整備（6件）
- ・除草剤の使用規制と減農薬
- ・そのままの状態でも極力開発をしない（2件）

問7 あなたは、家庭で環境について話をすることがありますか。

1 又は2に○をつけた人は、問8へお進みください。

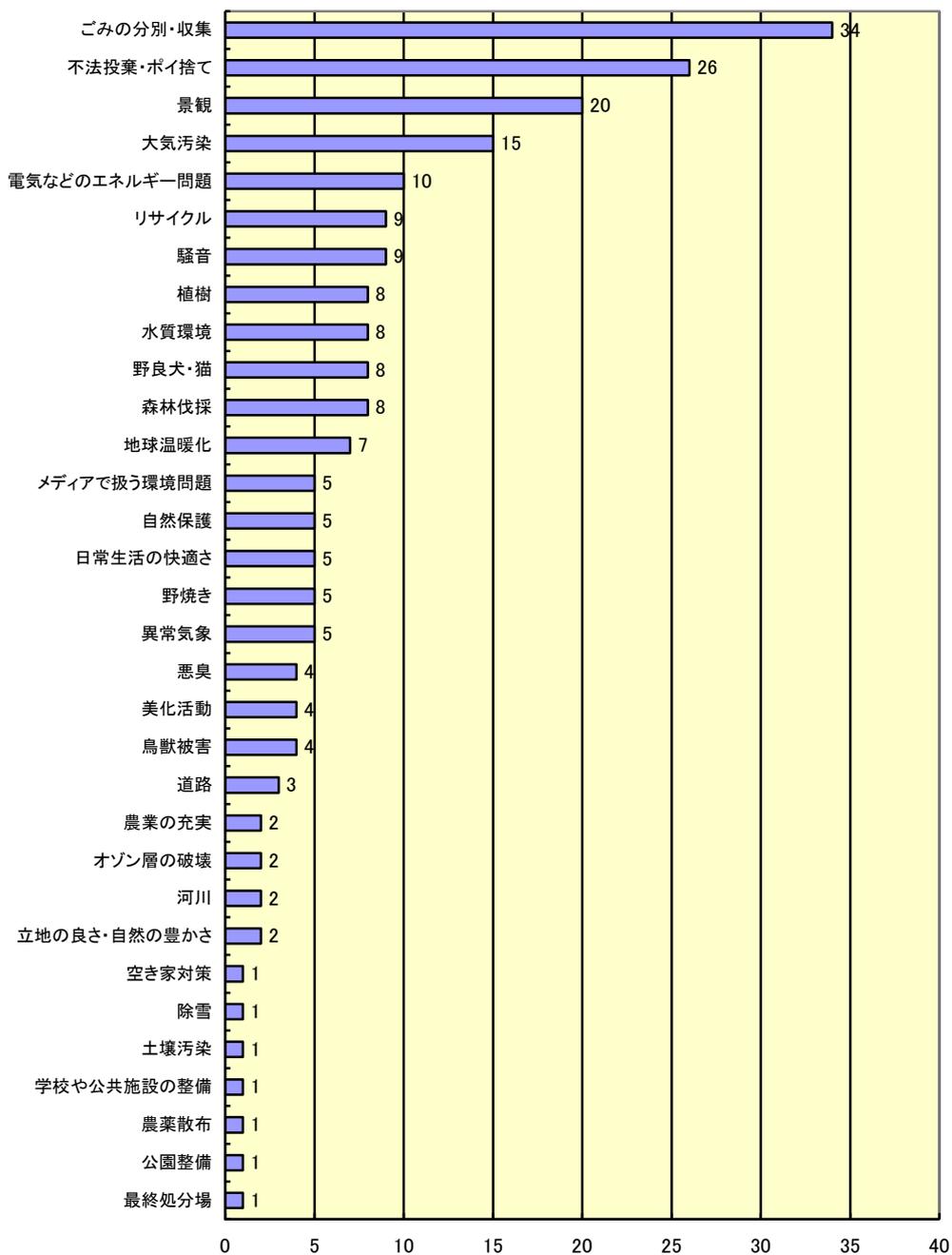
3に○をつけた人は、問9へお進みください。

1 よくする	2 時々する	3 全然しない
--------	--------	---------

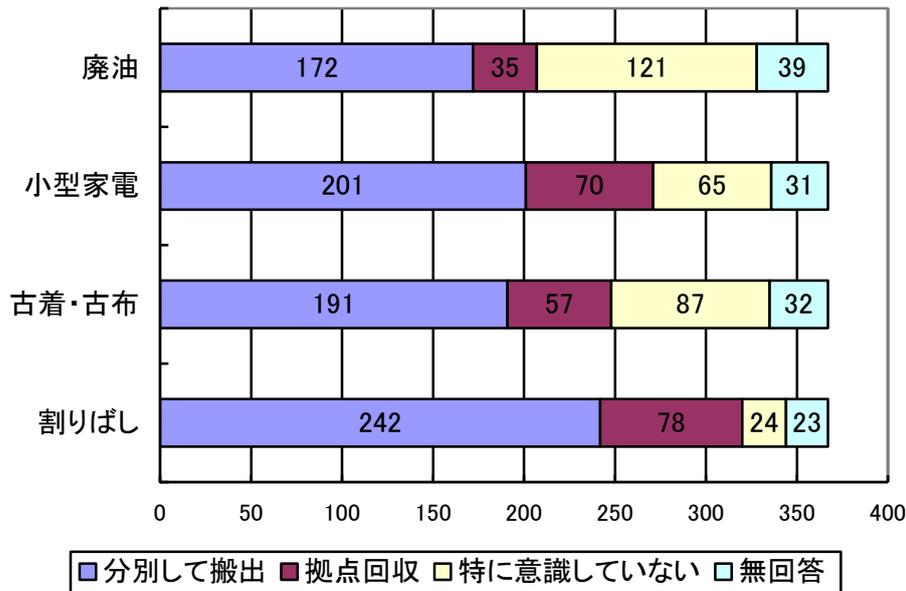


問8 問7の1と2に○をつけた人にお聞きします。

環境のどのような話をしますか。(自由回答)



問9 あなた又はあなたの家族が実行している環境保全活動について、活動内容について、活動している全ての番号に○をつけてください。



問 11 環境に関してのご意見を記入してください。(自由回答)

ありのままの自然・将来への期待と不安

- ・私が感じている限りでは、厚真町の環境は割と良いのではないかと感じています。車で周辺を走っていても近隣に比べて道端のポイ捨ても少ないように思いますし、公園や道路なども割ときれいに保たれているように思います。
- ・厚真町は、ほかの町よりはととてもきれいだと思う。
- ・星空のキレイな町を目指してほしい。夜も魅力的で人を呼び込める町、外灯の光が空に広がらないように「カサ」をつけてほしい。
- ・普段気をつけてはいませんがなるべく自治体のやり方に添うようにしたいと思います。
- ・厚真町自体の改革
- ・公園は、とてもきれいで子どもたちにとってはすごくいいと思う。
- ・皆さん、一人ひとりが環境に意識し、ごみの減量化や大気汚染が少しでも良くなることで厚真町の自然がいつまでも続いてほしいと願います。
- ・自然の豊かさを売りにしているのに、河川の水が濁っていたり、河川敷の草がのびきって害虫がいたりすると整った自然の豊かさが感じられない。
- ・古民家の再生や町民広場のバーベキューコーナーなど厚真町らしい施設や四季を感じられる厚真町がこれからも続いていくことを願っています。そのために私自身、もう少し環境保全の意識を持って、若い世代の人がこれからも住みよい町であるよう、私自身の存在の環境問題にならないように心掛けていきたいと思っています。

・一人一人が行動できることからはじめ美しい町づくり、住みよい町になるよう願っています。

・これだけ環境問題が騒がれて先行き不安になります。それで自分たちはもう老いていくが、この先子どもたちやかわいい孫たちのことを考えると地球を少しでも汚さないようにしなければと力強く思います。ですから、どんなに小さなことでも協力して住みよいきれいな町にしたいと思っています。

・オゾン層の破壊により癌などの病気になること

・太陽光発電施設を作り稼働させているが、20年後施設更新をどのように考えているのか疑問に感じている。

・木の切り過ぎ、支流の河川改修

・北海道を代表する工業地帯に隣接していて、この立地の良さを有効に利用できているか。100年先を見据えた都市計画が出来ているか。都市化と自然環境のバランスを良くするために今から手を打っているか。

・次の世代のために取り組んでいかなければならないと思っています。

・年を取って死んだり、転出して人がいなくなると寂しい。

・地球温暖化による子どもたち（子孫）の将来の心配

・これからもいい環境づくりを期待します。

・厚真町は、緑の環境に恵まれ、汚染問題にはあまりピンときませんが、地球温暖化が始まり不安です。

・少しでも環境をよくするように努力している。

・丸坊主になっている山々

・開発に伴う大規模な森林伐採と野生動物への影響など

・日本の環境対策は十分、CO2 排出削減などあまりしめつけると経済の沈下が心配。

・山林が切り開かれて周りの色々な生活面や環境について、水田、畑地帯での悪影響を及ぼしている。

・山林がなくなるのが心配

・自然の樹木をできるだけ多く残してほしい

・自然豊かな環境は、厚真町の財産であると思います。この環境を守っていくことが大事だと思っています。

・厚真のきれいな緑をこのまま守り続けていけたらいいと思います。

・街並みがきれいになっても自然が減っていくことには、寂しい気持ちでいっぱいです。川の幅が広がっても水芭蕉やクレソンがなくなってしまうのも不満です。

・ある道を通っていて、ついこの間まで緑が生い茂っていて、木がたくさんあった場所が伐採してあり、とても寂しい気持ちになりました。しょうがないことかも知れませんが、その分緑を増やすなどの工夫もほしいです。空気もおいしく生き物たちが快適に過ごせる土地を大事にしてもらいたいです。

- ・厚真は、農村景観が長所だと思うので、必要以上の開発は行わずに緑豊かな土地であってほしいと思います。
- ・森林の保全

河川・水質環境

- ・町外から来た方などから「田舎なのに水がおいしくない」という意見があると聞き、水質環境の改善はもっと進めていくべきなのかなと感じます。
- ・厚真の水が塩素くさい。体に悪い。基準値であるが、体に湿疹が出た。基準値であるからと大丈夫で終わった。まったく持って大丈夫じゃない。浄水器をつけて少し収まったが、いまだにシャワーに入ると少し湿疹が出る。
- ・水のおいしくなさ、農薬が混じっているであろう川からの取り水を上水道に使っているのにとっても抵抗を感じる。
- ・水道水がおいしくなくて残念です。
- ・田舎なのに水があまりおいしくない。
- ・厚真川の水質
- ・川のにごりが気になります。なぜあんなに濁っているのですか。
- ・川について整備されないところが多いような気がする。
- ・川の整備をしてきれいな水を流してほしい。
- ・厚真町には、新町公園のように幅の狭く浅い美しい水が流れている小川があり、とても素敵な環境があります。もう少し川の付近をきれいにし、子どもたちが水に足を入れ、自然の恩恵をたくさん受けられるようにしていただけたらと願っています。
- ・水質の改善
- ・稚魚の放流など
- ・厚真町の上水道に関して、源水池の環境汚染がひどいと思う。以前、新聞でも記載されていた記事を読んだことがある。水道の蛇口を開いたとたん、塩素の臭いが強くて、夏場は特にその臭いで気持ち悪く感じる人が多い。我が家では、町の中心部に移転してからすぐに浄水器を取り付けた。苫小牧地方の水道水から比べると塩素の臭いが強い。苫小牧の娘の水道水は、あまり塩素の臭いが気にならない。生活に一番大切な人の命に関わる水に対して町では軽く考えているのだろうか。もっと現在の源水池の環境を考え直して（見直して）欲しい。ある人から聞いた話ですが、源水池の近くに酪農家があって、周りが大変汚染しているということを知った。とても信じられない話であった。周りの環境をきれいに整えて塩素含有量が極力少なくなるように検討してほしい。お風呂の水は大量に使用するので、肌の弱い娘には、入浴剤を使わず、重曹を入れて肌のかゆみや痛みを緩和しています。

道路環境

- ・道路（歩道を含む）、公園など子どもが使用する場所の安全対策。「機能美」より「安全美」を中心に考えていただきたい。（安全で美しい町に）公園や保育園付近の通学路など歩道にガードレールがない場所を減らしてほしい。特に上厚真かえで団地の公園付近。保育園児が用水路へ落下（自動車）、高齢者が強風のため用水路へ落下、たまたま近くにいたので、助けることができたが、特に用水路、ワイヤーのレール（ガードレール）でもいいから、早急に設置が必要だと思う。
- ・大型の自動車が多いので、小さい子どもやお年寄りが道路を横断するときには危ない。
- ・高齢者、障がい者が歩きやすい歩道にしてほしい。車イス、歩行器等での散歩が大変なところがある。
- ・道路網が悪い。道路が悪い。水たまりが池のようだ。
- ・苫小牧方面（まちから上厚真へ行く道）のでこぼこが気になっています。

ごみの分別・3R

- ・ごみの分別やリサイクルも以前よりは改善したり進展したりしているのでしょいか？「町ではこんな取り組みをしていますよ」というアピールや町民にもたくさん協力してもらえよう意識づけがもう少しされれば、より一層町の環境が良くなっていくのではないかなと思います。
- ・全町ごみ拾いの日、水・電気・ゴミ出し等節約の日があってもいいかもしれない。
- ・3Rの意味がわかりませんでした。
- ・新聞で見ましたが、紙おむつではなく布おむつが見直されているとありました。昔の生活の中にもヒントがあるのではないのでしょうか。
- ・動物が荒らしたりしてごみステーションが汚い。
- ・ごみステーションをきれいにしてほしい。分別が出来てないし、収集日にちゃんと出していないです。特に本郷団地赤レンガアパート付近のごみステーションがいつも汚いです。自治会ではもう難しいので町がどうかしてください。
- ・電池等町内で回収してくれる場所があるとよい。
- ・プリンターのインク（カートリッジ）はあっち、牛乳のパックはこっちではなく、一つの場所で回収してくれると分かりやすく、あっちこっち行かなくてもすむ。

- ・ごみの分別がいまだにあいまいで確認することなく、適当に捨てる方が多いと思います。例えば子どもが見ても分かるような分別表を作成する等大人ができていないので、子どももメチャクチャですので、(プラごみと燃えるごみの区別もついていない) 誰も見ても確認する気持ちになれるようなものを用意するのも良いかもしれません。
- ・3R運動について知りたい。
- ・粗大ごみについて、年1回の回収処理が必要と思う。ごみは、減らすことができても必ず出てくると思うので、特に市街のごみは、粗大ごみを処理をしていかないとその辺に捨てられる恐れも出てくるのではないかと。町全体の環境を考えるのであれば、粗大ごみの処理は、強力でほしい。
- ・3R運動について、良く分からない。町で積極的にPRしているのですか。ほとんど感じられません。
- ・ごみステーションを増やしてほしいです。
- ・粗大ごみの搬出に悩む自治会が増えているので、今後、高齢化の進む中で、どのように対処するのが良い方法か教えてほしい。(長イス、洗濯機等)
- ・家電の処理、特にパソコン、プリンター等自分でシールを買い、苦小牧などへ持込みするのは大変なことで、何か良い方法はないでしょうか？
- ・今回、アンケートをいただき、あらためて分別ガイドブックを読みました。忘れていたこと、そうだったんだと思ったことなど、小さなことですが、環境に関して思いなおす良いきっかけとなりました。
- ・厚真町は、ごみ袋を有料化しているので、町民のごみを減らす意識につながっていると思います。
- ・高齢者などは、ごみの分別が困難なので、町で対応を考える必要があると思う。
- ・物を大切に使うと長く使い続ける、使い捨ての物をできるだけ買わない。本当に必要な物を買って、ごみを出さないようにする。
- ・家庭で燃やせるものと燃やせないものをきちんと分別できないものか、頭を悩ませます。地球はどうなるのか心配です。何回か注意をしても聞いてはもらえなかった。
- ・過剰包装
- ・ごみの分別が細かすぎる。
- ・自分でできることから(ごみの分別など)実行する。
- ・ごみの分別もいいけど、捨てる容器を洗うことの意味がわかりません。水と洗剤のムダだと思います。
- ・皆がごみ等の分別をしっかり行い、再利用や処理場でのムダをなくすよう心掛けるようになればいい。
- ・ごみステーションが少ない。
- ・衣類のリサイクルを出せる場所を増やしてほしい。人によっては、土日しか

出せない人もいるので、そこのところも考えてほしいと思う。

- ・買い物後のプラごみの多さ

- ・ごみの回収ボックスですが、街中では歩いて行けるぐらいのところにあるようですが、街から離れるとちょっと出してくるというわけにはいかず、何かのついでにということとなると、ついついごみがたまってしまうことがあります。特にお年寄りとかはどうしているのかと思います。設置場所はむずかしいですが、もう少し増やすことはできないのでしょうか。

- ・牛乳パックや調理油の回収など、コープ宅配便で便利にちょっとだけいいこともあってシステム化されている。利用しやすい。

エネルギー対策

- ・子どもたちが家にいた頃は、冬は重ね着をして部屋の温度を一定にする。

- ・水を出しっぱなしにしない。

- ・調理時間の短縮

- ・風呂はすぐ入る

- ・洗剤を使いすぎない

- ・食べ切れる量を作る

- ・冷蔵庫には物をたくさん入れないようにする

- ・自動車による排気ガスの排出で、CO₂の増加の一因なので、今後出る電気自動車はガソリンの自動車よりCO₂が大幅に削減すると思うので、自分は一番身近なエコ活動になって、とっても理想だと思います。あとは一人ひとりの身近な生活に節約や無駄なエネルギーの消費を抑えたりすれば防げると思います。

- ・水の出し過ぎ、電気をつけっぱなしにしない。

- ・原子力発電に依存しない。環境に優しいエネルギー政策を望む（もちろん低コストで）

植樹・景観

- ・家のまわりにお花を植えたいと思いますが、病気のため土をさわることができず、残念に思います。

- ・市街地やその周辺の草刈をハンマーナイフモアなどの機械を導入して向上させるなど景観対策を充実させる。

- ・市街地だけでも連合会的組織を編成し、「街並み」整備の計画や活動を推進する。

- ・太陽光発電による景観の悪さ

- ・道、道々鵜川厚真線の道路の木を切ってはどうか。
- ・防風林を整備してほしい。
- ・山が「ハゲ」になってきている。植樹してもとに戻してほしい。(建材使用によるものか。)
- ・数年後には、厚幌ダムが完成し、厚真川もきれいになり、魚つりをはじめサケが自然に(人工的に稚魚を放流)遡上するのを見たいと思っている。このことを含めて景観も良くなってくると考える。
- ・堤防の草刈が遅いので、見通しが悪く車の運転がしにくい。
- ・街がもう少しきれいになったら良いなと思います。(花や木などを植えたり)
- ・公園などに花壇を作ったほうが良いと思う。
- ・公園の整備をしたくさんの人が集まったら良いと思う。
- ・町の景観
- ・除草剤散布により田の周囲、畑の周囲が赤茶色になり、消費者から見たら印象が悪い。
- ・厚真町は、環境的にもとても住みやすい町です。行政はもとより地域の方の意識が高く、特に今は水田に水がはり、田植えされ、とてもいい景観だと思います。
- ・清潔感のある住みやすい街並み等
- ・話し合いより実行の話。自宅や町内会の道路雑草草刈等の実施。一人からでも厚真をよくしようという気持ち。(町職員が先頭になり町内会全体で自宅周辺の清掃が必要)
- ・ハートフルタウンの桂の木が大きくなりすぎて、電線にかかっていたり、秋には道路や住宅街が枯れ木で大変です。花も咲かないし、紅葉もなく残念です。いちょうやもみじのように変化があるといいねと話しています。
- ・自治会の草取り、花壇づくりに家族で参加し、家庭内の環境への関心も UP したいと思います。
- ・桜の木を植えるときれいで良いと思います。
- ・上厚真地区の景観がさみしい(木や花を植え、厚真らしく)
- ・道筋に花を植える(少年の心に公共性と優しさを育てる)
- ・もっと厚真では、ごみ拾いをして道路などキレイにしたほうが良い。
- ・京町公園ももっと子どもたちが楽しめるような自然を取り入れてリニューアルされることを期待しています。
- ・自治会などで環境整備を行っていいと思う。
- ・桜並木道があってもいいのでは。

環境教育

- ・環境は、再確認をすることが大切かと思えます。
- ・厚真町へ転入される方も多いと聞きますが、子どもを交えてのごみの分別やポイ捨てがいけないこと、水を大切にすることなど改めて考える機会があるといいのではないのでしょうか。
- ・ごみが落ちていても見ないふり。良いものを作ってもそのまま手を入れない。落ちてるごみは職場にも言えます。人間性ですね。特に役場職員は、もう少し頭を低くしなければ！
- ・良いものがあるのに投げっぱなしだから汚くなる。一度作ったものはずっと手をかけないといけないと思う。
- ・個人個人がまず家のまわりの環境をよくするように気をつけることが大切だと思う。
- ・「ニホンオオカミの絶滅についてどう思いますか」という質問に答えるには、客観的なデータ、現状を把握しないことには始まりません。環境についても同様で「身近なこと」を捉えてもらうには、それなりの現状を客観的に見られるデータを提供してほしい。
- ・すべての資源には限りがあると思うので、自分が出来ることは今までどおり実行して行こうと考えています。節水・節電はもちろん、食べ物を無駄にしない、ごみを出さないように努力する。ささいなことでも多くの方は意識して取り組む必要があると思います。
- ・森林などの減少と異常気象の関係、各地で起こる災害など環境破壊との関係、すべての問題は小さな家庭から。
- ・町として環境問題の実施計画をされておりますが、環境マネジメント（PDCAサイクル実施）が必要です。厚真人の心、人の心、先人からの考え方（道徳）が厚真再生のカギになります。（心の人のデフレスパイラル脱出）
- ・環境の概念は非常に広いです。ECOだけが環境ではないと思います。多くの人々が持続可能な暮らしを迫及できるようになれば良いと思います。
- ・TV・雑誌の誤解を与える報道もあるので、そういったことの誤解を解くことから始めるのはどうでしょうか。温暖化もCO2も温室効果ガスもダイオキシンのも本当に正しいのかは、学者の間でも意見の分かれるところで、それが正しく当たり前かのように広まっていますし、オゾン層は今、回復の兆しがあるようです。正しい知識を広めることから始めてはどうでしょうか。
- ・環境保全は、地域一体で行わなければ成果は出ないと思う。一人一人が自覚を持つよう、行政のPRが必要かと。今後も微力ながら環境保全に努力して行きます。
- ・一人一人が身近に考え行動すればごみ分別も節電も節水もできることと思います。電気がなければ不安なことばかりが増加するはずで。もしものときに備え、皆さん工夫した生活を心がけたいものですね。
- ・ごみ投棄について、ポイ捨ての行為を教育により小さい頃からの慣習として

なくしていくことが必要と思われる。また、大人の行為が子どもと自然と真似をしていることの悪循環をなくしていくことが大切と思われる。具体的には、地球の道路清掃に子どもを参加させ、ポイ捨てがいかにかに周りの人に迷惑をかけているかを実感してもらうことが必要と思われる。当然大人も同様であるが。

- ・表町公園での小学生のごみのポイ捨てや水風船のごみがあるので注意したほうが良い。
- ・町の公園を再編成するため町民モニターや推進員を導入し、より町民に親しまれる公園とすべく意見やアイデアをいただき実現化する。
- ・公共施設の整備をボランティアを募集し実行してもらい、愛着を持って公共スペースの美化等を行う。(ペンキ塗り公園木の剪定など)

減農薬

- ・畑が多いので農薬の散布時の人体への影響、管理
- ・農業がメインの町として、田畑の減農薬に取り組むことが自然環境の回復に必要。昆虫の存在が環境のバロメーターです。例えばホタル。本来、農業の町ならば環境が良ければホタルは乱舞しているはず。また、そのことが厚真町の広報にもつながる。除草剤の中止と田畑の減農薬を推進すべきです。都市では農薬散布はしません。空気はきれいです。
- ・農薬や除草剤を使わない農業が増えてくるといい。

野良犬・猫・鳥獣

- ・野良猫または放し飼いの猫（街の中）
- ・野良猫がうろうろしているごみをあさっている。
- ・動物の糞を処理守る人、守らない人の話。
- ・鹿やキツネ、タヌキ等が車の前に出てきたり、家の周辺で夜になるとキツネが鳴いていてこわいです。(エキノコックス等も) また、車にひかれて死んでいたり、鹿が車とぶつかったりすると大事故です。何か対策を考えていただけたら安心です。
- ・野良犬を発見した場合、どのような対策をしていますか。
- ・野生動物による農作物被害
- ・野良猫（ごみ箱に入りごみをちらかす）
- ・ごみを野良猫やカラスが荒らして困ること
- ・身近なことでは、鹿、カラス等が最近家のまわりに増えて食害や急な道路横断で怖いなと思います。

- ・犬の鳴き音

騒音・悪臭・振動

- ・豚の悪臭がすごいです。どうにかならないでしょうか。
- ・我が家から数百メートル先にあるむかわ町の豚小屋の臭いが非常にきつく、以前むかわ町役場に相談したのですが、改善されずいまだに悪臭がただよっています。夏場は体調をくずす程の臭いです。町と町の間でのことなので、非常に難しい問題だと思われませんが、どうかよろしくお願いします。
- ・消防のサイレンが近く、騒音となり、お昼11：30には窓を開けてもらえない。赤ちゃんがいたら泣いてしまうと思う。
- ・消防のサイレンが大きく窓を開けてもらえない。
- ・厚幌ダム関連の車両が通る際の振動が気になっています。特に出勤時、退勤時のスピードの出し過ぎには気を使います。・野良猫の横断死も以前よりは増えている。少なくとも法定速度での安全運転をお願いしたい。
- ・最近特にジェット機の音がうるさいです。
- ・実家が山からの自然水を利用しているのですが、近隣の人が産業廃棄物をうめているし、堆肥とは思いますが、水源地近くに大量放置しているので、ハエ等の虫が多くあらゆる面で不安です。行政の指導をお願いしたいです。
- ・工事等の音量の高さ
- ・工場の音
- ・家畜の糞尿から出る悪臭について
- ・早朝に大型車が多数市街地を通過するため、騒音や振動が気になる
- ・航空機（民間・自衛隊）による騒音が思っていたよりも多い。
- ・風向きにより苫小牧からと思われる工場からの臭いや堆肥まきなどの家畜臭がある。
- ・市街地から離れたところに住んでいますが、風の向きにより悪臭には悩まされています。

不法投棄・ポイ捨て

- ・ごみの不法投棄が相変わらず目立つ、何とかならないものでしょうか。
- ・各地で不法投棄が目立ちます。まるでごみロード的場所が見られる。
- ・たまに見かけるごみのポイ捨て等について
- ・山などにある不法投棄など
- ・ごみがよく飛んでくる

- ・不法投棄や産業廃棄物等が目立つようになってきた。
- ・ごみの投げ捨てとか山林の伐採による山くずれ等
- ・道路沿いにごみのポイ捨てがよく見られますが、取締りの強化が必要に思います。
- ・不法投棄やごみの分別ができない人への周知活動は、徹底してやるべき。
- ・冬から春先道路横のごみの多さに腹立たしい気持ちになります。どうすれば草からごみをなげないようになるのでしょうか。
- ・厚真高校近くを流れる小川のようなところにタイヤが捨てられています。きれいにできたらと思います。
- ・家電の不法投棄があるが、何年もそのままだ（黄色のテープはつけてある）
- ・テレビや電子レンジなどの不法投棄
- ・色々な環境問題に直面している中、気をつけているつもりでもまだまだ解決しなければならないことがたくさんあると思います。厚真だけでなく、他の町を見るとポイ捨てが多いです。見つけたときは、本当に残念に思います。誰かが何か対策をしようとしても捨てる人が直さなければ意味がありません。町民がみんな協力して行かなければならないことの一つだと思いました。
- ・家のそばの道路などにごみが投げ捨てられる。
- ・タバコ、ペットボトル、缶、車からのポイ捨て
- ・川や道路へごみを捨てていく道徳観のなさ
- ・環境に関して山菜採り等一部の心ない人が山でごみを捨ててしまうので、ごみを持ち帰るよう注意を促す看板等を山の中に立てていただければいいなと思います。

野焼き

- ・まだごみを燃やしている人が近所にいる。
- ・町内でごみ等の自家焼却をすること。
- ・ごみ焼きはしないよう注意してほしい。

地球温暖化

- ・四季がずれてきている感じがする。（夏が少し長くなっているような）降雪量が減ってきている。
- ・今地球温暖化が問題になっています。森林破壊に心が痛みます。
- ・温暖化による周辺の季節感が変わってきている。

大気・土壌汚染

- ・中国の工事等の排気ガス、PM2.5 などもう少し考えてほしいものです。
- ・原発事故や中国などによる海洋汚染
- ・外国でPM2.5を排出する国や発展途上国のごみ問題については、日本の技術援助を今以上に推進
- ・黄砂とPM2.5には大変こまっています。外に洗濯物が干せない。車は砂でとても汚れる。窓のガラスが黄砂の次の日（雨の日）はひどいです。

アンケートに関する意見

- ・アンケートの解答が適しているか自分でも判断しかねます。問3に記載している環境問題の内容を簡単に説明してから問いに答えたかったです。聞きなれてないことばかりいくつか存在していたので困りました。個人的にそう思いました。
- ・アンケートの意味、受け取り方が理解できず難しかったです。

その他

- ・冬期の除雪が大変だ
- ・保育園のおしぼりを使い捨てにするか、レストランであるような自動のおしぼりにしてほしい。
- ・中国、韓国の輸入食品の安全性が心配、国、企業の規制、安全対策の強化を望む（外国するときには、どこで口にしているか不明）

